

愛 称 :

アシボム



CAりそな アジア資産分散ファンド
追加型株式投資信託／バランス型

本投資信託説明書（目論見書）は、前半部分は「CA リそな アジア資産分散ファンド」の「投資信託説明書（交付目論見書）」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書（請求目論見書）」から構成されています。

愛称:

アジバ

債券

株式

リート

CAりそな アジア資産分散ファンド

追加型株式投資信託 / ガランタイプ

投資信託説明書
(交付目論見書)

2008.5

クレディ・アグリコル アセットマネジメント

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「CAリそな アジア資産分散ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成19年8月3日に関東財務局長に提出しており、平成19年8月19日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社を通じて投資家の請求により交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身において記録しておくようにしてください。
3. 「CAリそな アジア資産分散ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。
4. 当ファンドは投資元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・ 投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主にマザーファンドの受益証券を通じて外国株式や債券及び不動産投資信託証券等に投資しますので、当該有価証券の価格の下落や当該有価証券の発行体（企業）の倒産、財務状況の悪化、金利の上昇及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替の変動（円高となった場合等）により当ファンドが実質的に投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

投資信託説明書(交付目論見書)の目次

ファンドの概要	1
ファンドの特色	3
ファンドの投資方針	
投資方針	12
投資対象	13
分配方針	14
投資制限	15
ファンドの投資リスク	
ファンドの主な投資リスク及び留意点	19
一般的な留意点	20
ファンドのしくみ	
ファンドのしくみ	21
委託会社の概要	22
運用体制及びリスク管理体制	24
ファンドの申込方法	
申込(販売)の手続等	28
換金(解約)の手続等	29
ファンドにかかる費用・税金	
お客さまに直接ご負担いただく費用・税金	30
ファンドで間接的にご負担いただく費用	31
税金の取扱	32
管理及び運営の概要・その他	
管理及び運営の概要	34
内国投資信託受益証券事務の概要	37
その他ファンドの情報	38
投資信託説明書(請求目論見書)の記載項目	38
ファンドの運用状況	
ファンドの運用状況	39
ファンドの財務ハイライト情報	47
信託約款	50
用語解説	94

ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書（交付目論見書）本文の記載内容を要約したものです。詳細につきましては、各該当箇所をご覧ください。

ファンドの名称	CAリそな アジア資産分散ファンド 愛称：アジぶん
商品分類	追加型株式投資信託／バランス型
ファンドの目的	当ファンドは、日本を除くアジア*諸国・地域の株式、ソブリン債（国債等）及び不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。 *アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。
主な投資対象	下記の各マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 ① CAアジア好配当株式マザーファンド ② CAアジア ソブリン マザーファンド ③ CAアジア リート マザーファンド
信託設定日	平成19年9月21日(金)
信託期間	平成19年9月21日(金)～無期限
決算日	毎月8日(休日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
申込期間	当初申込期間：平成19年8月20日(月)～平成19年9月20日(木) 継続申込期間：平成19年9月21日(金)～平成20年11月7日(金) ただし、ファンドの休業日*にあたる場合は、お申込みできません。 * ファンドの休業日とは、東京証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日及び香港の銀行休業日ならびにシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合を指します。 なお、継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
募集上限	1兆円

お 申 込 単 位	1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位	
	お申込みには、以下の2つのコースがあります。販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。	
	自動けいぞく投資コース	収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。 「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。
	一般コース	収益分配時に分配金を受取るコースです。
お 申 込 価 額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：申込受付日の翌営業日の基準価額	
途 中 換 金	原則として、毎営業日換金(解約)できます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 「換金請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。	
換 金 単 位	1口単位または1万口単位	
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額	
換 金 代 金 の お 支 払 い	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。	
委 託 会 社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社	
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン クレディ・アグリコル アセットマネジメント・シンガポール	
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社	
販 売 会 社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行	

【基準価額及び換金価額について委託会社の照会先】

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号: **0120-202-900** (フリーダイヤル)
受付時間: 月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～午前11時半)
インターネットホームページ: <http://www.caam.co.jp>



ファンドの特色

当ファンドは、日本を除くアジア[※]諸国・地域の株式、ソブリン債（国債等）及び不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。以下同じ。

1. 各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に、日本を除くアジア諸国・地域の株式、ソブリン債（国債等）及び不動産投資信託証券（以下「リート」といいます）に主として投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜当ファンドが投資対象とする資産別のマザーファンド＞

資 産	マザーファンド
株式	CAアジア好配当株式マザーファンド
ソブリン債	CAアジア ソブリン マザーファンド
リート	CAアジア リート マザーファンド

2. 各マザーファンド受益証券の基本配分比率は下記の通りとします。ただし、実際の配分比率は、下記基本配分比率と乖離する場合があります。また、予期せぬ投資環境等が発生した場合には大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

	マザーファンドの受益証券	基本配分比率
1	CAアジア好配当株式マザーファンド	3分の1程度
2	CAアジア ソブリン マザーファンド	3分の1程度
3	CAアジア リート マザーファンド	3分の1程度

3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
4. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記のような運用ができない場合があります。

- 当ファンドは、追加型株式投資信託・バランス型に属しています。
- 1兆円を限度として信託金を追加することができます。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式^{※1}で運用を行います。

【イメージ図】



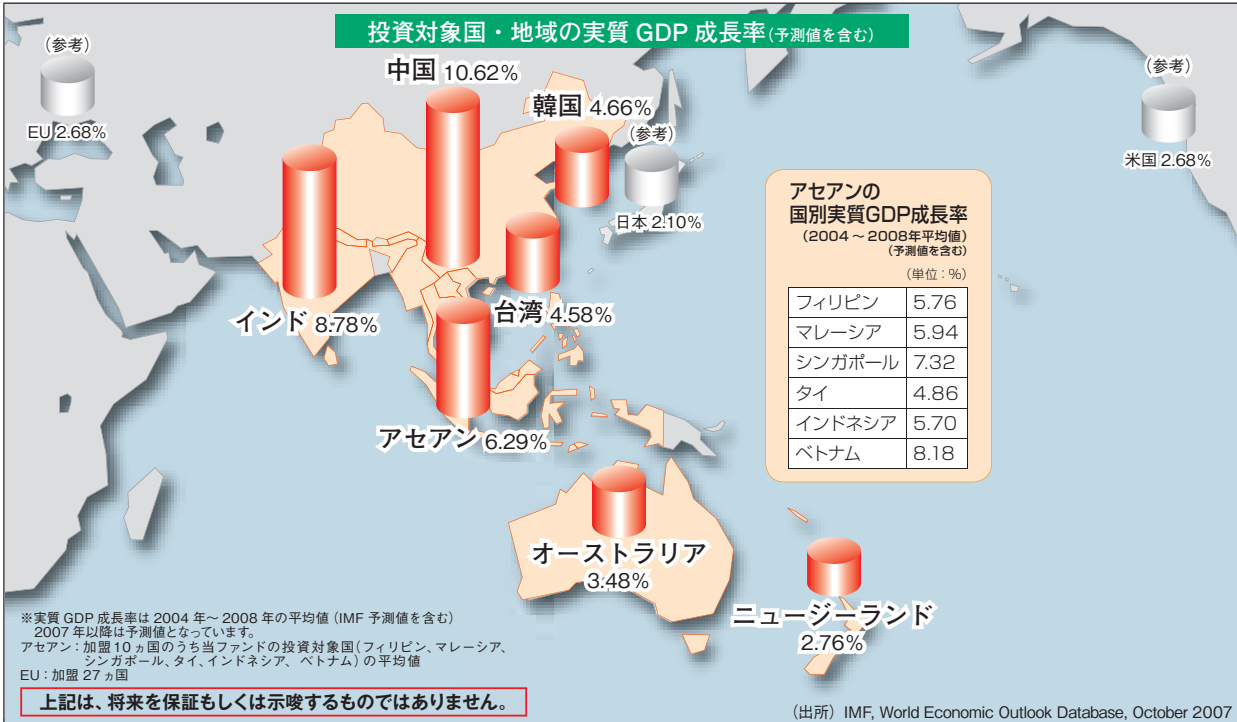
※1 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

※2 「CAアジア好配当株式マザーファンド」及び「CAアジア リート マザーファンド」に係る運用指図の権限は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンに委託します。
「CAアジア ソブリン マザーファンド」に係る運用指図の権限は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・シンガポールに委託します。

1. 経済成長が期待されるアジア諸国・地域（日本を除く）に投資します。

●アジア諸国・地域の成長に注目！

*当ファンドのアジア諸国・地域には、オーストラリア、ニュージーランドなどオセアニア諸国も含まれます。



投資対象国・地域

香港
 中国
 台湾
 フィリピン
 マレーシア
 韓国
 シンガポール
 タイ
 インドネシア
 インド
 ベトナム
 オーストラリア
 ニュージーランド
 (13 の国・地域)

*「CAリそな アジア資産分散ファンド」は、上記を投資対象国・地域としています。ただし、投資環境や投資判断等により、上記すべてに投資するとは限りません。また、上記投資対象国・地域は、今後のアジア諸国・地域の投資環境等によっては変更することがあります。

2. アジア好配当株式、アジアソブリン債(国債等)、アジアリート 3つの資産に原則として均等に分散投資を行います。

アジぶんの資産配分のイメージ



※ただし、実際の配分比率は、左記基本配分比率と乖離する場合があります。また、予期せぬ投資環境等が発生した場合には、大きく異なることがあります。

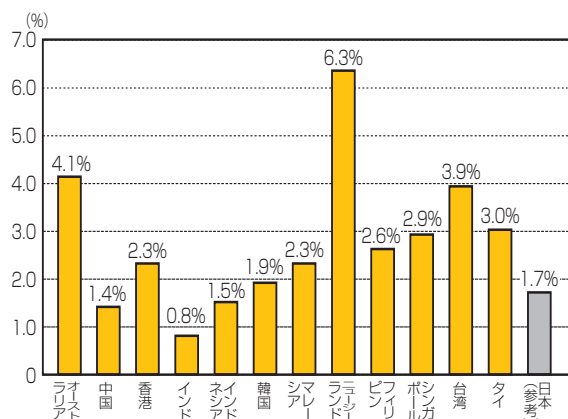
アジア好配当株式

アジア諸国・地域（日本を除く）の配当利回りの高い株式に投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

① 配当利回りとは：1株当たり配当金を株価で割ったもので、投資した金額に対してどれだけの配当を受取ることができるかを示す指標。

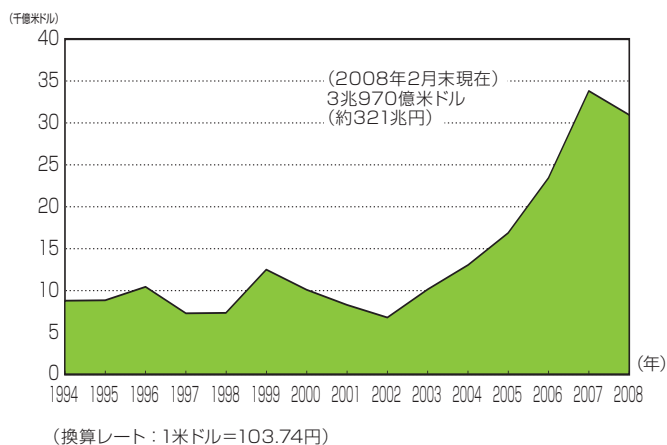
相対的に高い配当利回り

＜予想配当利回り比較＞
(2008年2月末現在)



市場規模の拡大への期待

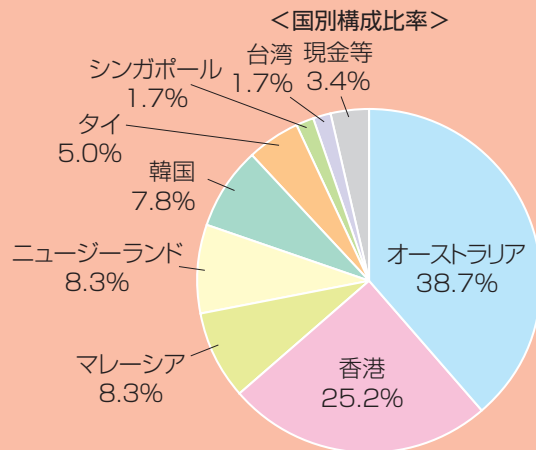
＜アジア諸国・地域の株式市場時価総額の推移＞
(1994年～2008年2月末)



予想配当利回り(税引前)は、MSCI国別(地域別)株価指数を構成する全銘柄の予想配当利回りの加重平均。
(出所) MSCI Inc.のデータに基づき、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社(以下、当社といいます)が作成。

上記は将来を保証もしくは示唆するものではありません。

CAアジア好配当株式マザーファンドのポートフォリオ(2008年4月4日現在)



＜通貨別構成比率＞

通貨	構成比率
オーストラリアドル	38.7%
香港ドル	25.2%
マレーシアリンギット	8.3%
ニュージーランドドル	8.3%
韓国ウォン	7.8%
タイバーツ	5.0%
シンガポールドル	1.7%
台湾ドル	1.7%
円等	3.4%
合計	100.0%

* 構成比率の合計は四捨五入の影響により100%にならない場合があります。
* 上記比率は、当マザーファンドの純資産総額比率です。現金等及び円等には未払諸費用等を含みます。
* 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証あるいは予測するものではありません。

アジアソブリン債

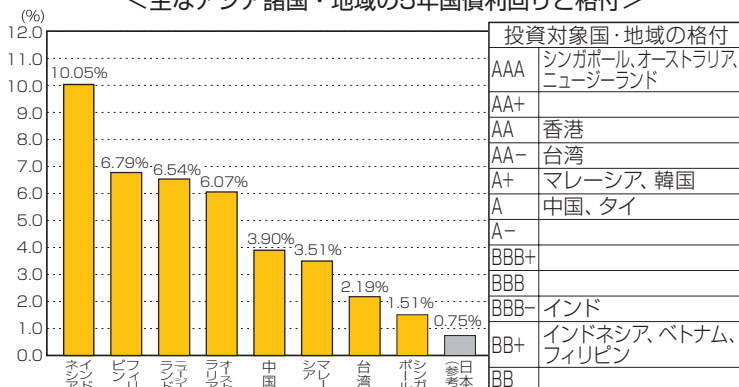
- ① ソブリン債とは：国債、政府機関債等、中央政府等により発行された債券のこと。

アジア諸国・地域（日本を除く）のソブリン債（国債等）に投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

*マザーファンドのポートフォリオの平均格付は原則としてBBB－格（スタンダード＆プアーズ社）またはBaa3格（ムーディーズ社）相当以上を維持することを目指します。

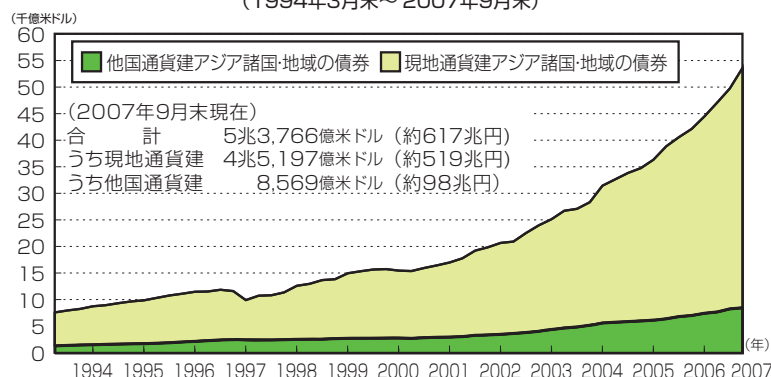
アジア諸国・地域の債券市場の整備と拡大への期待

＜主なアジア諸国・地域の5年国債利回りと格付＞



（出所）5年国債利回り（税引前）はBloombergのデータ、格付はスタンダード＆プアーズ社のソブリン格付（自国通貨建）のデータに基づき当社が作成。（2008年3月25日現在）

＜アジア諸国・地域の債券*市場時価総額の推移＞
（1994年3月末～2007年9月末）



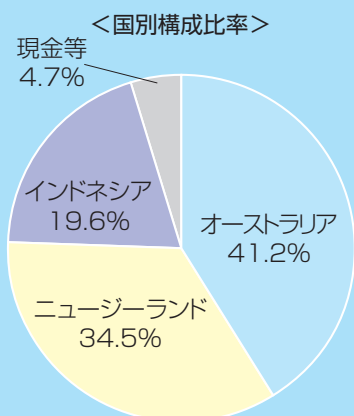
*社債などソブリン債以外の債券も含まれます。
（換算レート：1米ドル＝114.8円）

ご参考 日本の場合（2007年9月末）
合計 8兆8,660億米ドル（約1,017兆円）

*当ファンドは日本の資産への投資は行いません。
参考情報としてご覧ください。
（出所）BIS Quarterly Review March 2008
のデータに基づいて当社が作成。

上記は将来を保証もしくは示唆するものではありません。

CAアジア ソブリン マザーファンドのポートフォリオ(2008年4月4日現在)



＜通貨別構成比率＞

通貨	構成比率
オーストラリアドル	41.2%
ニュージーランドドル	34.5%
インドネシアルピア	19.6%
円等	4.7%
合計	100.0%

*上記比率は、当マザーファンドの純資産総額比率です。現金等及び円等には未払諸費用等を含みます。
*上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証あるいは予測するものではありません。

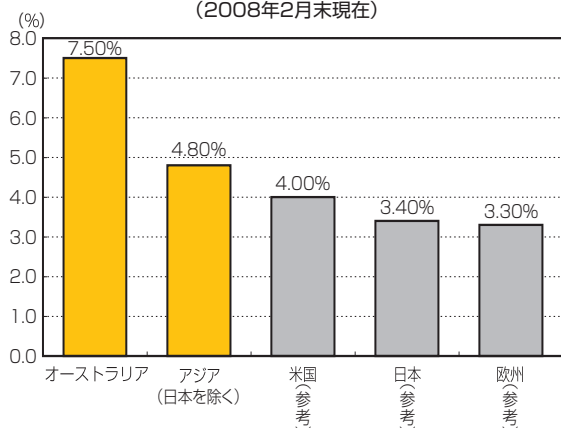
アジアリート

アジア諸国・地域（日本を除く）のリートに投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

- ① リート（不動産投資信託）とは：不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託の総称です。
賃貸オフィスビルや賃貸マンションなど安定した収益を生んでいる不動産を取得し、その賃貸収入や売却により生じた収益から不動産の維持・管理費用や支払金利を差し引いた利益を投資家に分配します。

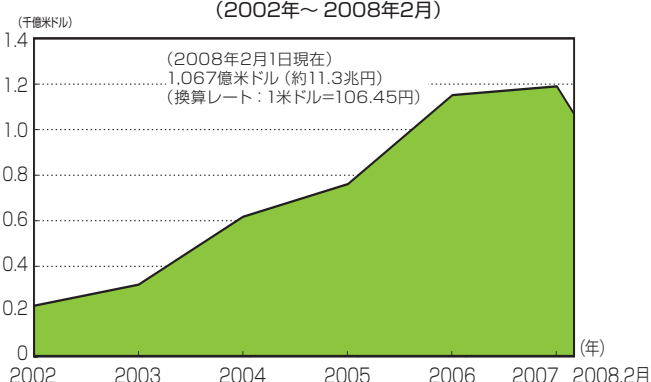
相対的に高い配当利回り

＜予想配当利回り比較＞
(2008年2月末現在)



市場規模の拡大への期待

＜アジア諸国・地域のリート市場時価総額の推移＞
(2002年～2008年2月)



(出所) S&Pシティグループ・グローバルREITインデックス構成国のデータを基にクレディ・アグリコル アセットマネジメントが作成。

予想配当利回りは上記指数の各国別インデックスの構成全銘柄の予想配当利回り(税引前)をそれぞれの時価総額ウェイトで加重平均したものです。

時価総額は上記の指数のうちアジア諸国地域の時価総額(米ドルベース)を基に算出しております。

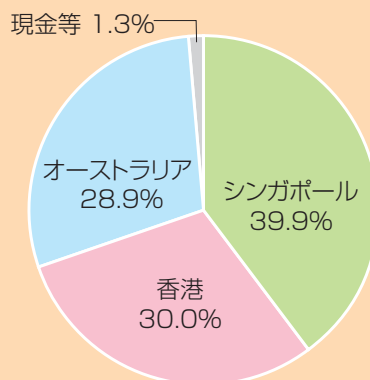
ご参考 日本の場合(2008年3月3日現在) 360億米ドル (約3.7兆円)
(換算レート: 1米ドル=103.74円)

*当ファンドは日本の資産への投資は行いません。参考情報としてご覧ください。

上記は将来を保証もしくは示唆するものではありません。

CAアジア リート マザーファンドのポートフォリオ (2008年4月4日現在)

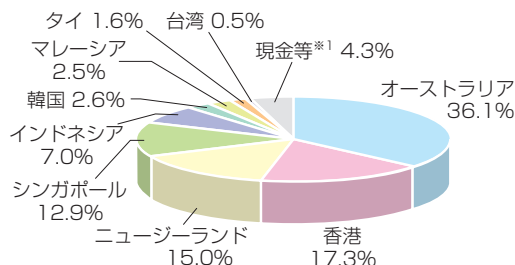
＜国別構成比率＞



- * 構成比率の合計は四捨五入の影響により100%にならない場合があります。
- * 上記比率は、当マザーファンドの純資産総額比率です。現金等には未払諸費用等を含みます。
- * 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証あるいは予測するものではありません。

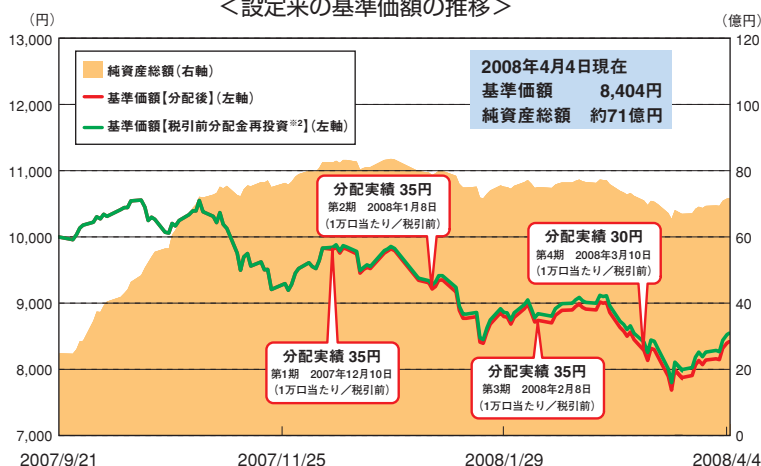
CAリそな アジア資産分散ファンドのポートフォリオ現況 (2008年4月4日現在)

＜国別構成比率＞



*構成比率の合計は四捨五入の影響により100%にならない場合があります。

＜設定来の基準価額の推移＞



*1 現金等には未払諸費用等を含みます。

*2 基準価額【税引前分配金再投資】は、当ファンドの基準価額に、分配金（税引前）をその分配を行う日に無手数料で全額再投資したと仮定して算出したものであり、実際の基準価額とは異なります。

*基準価額計算においては、信託報酬が控除されております。

*ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては、分配金が支払われない場合もあります。

*上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証あるいは予測するものではありません。ご購入時には、お申込手数料等がかかります。

3. 原則として、毎月分配を行います。

原則として毎月8日（休日の場合は翌営業日）に決算を行い、利子・配当等収益を中心に分配を行います。基準価額的水準等によっては、売買益（評価益を含みます）等を中心に分配する場合があります。ただし、**分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。**

イメージ図

利子・配当等を中心とした部分から
分配金



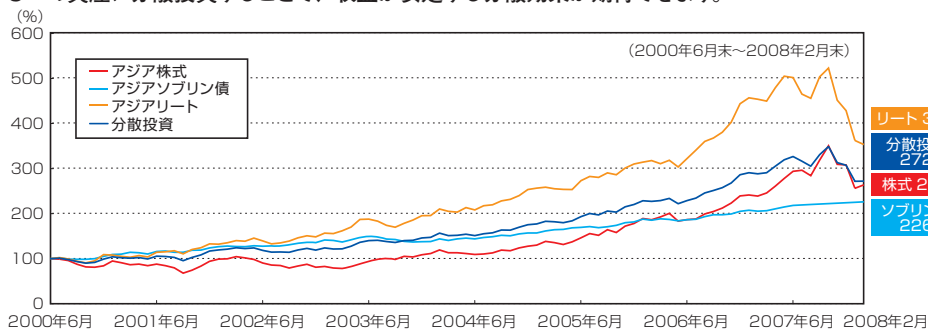
基準価額的水準等によっては
売買益を中心とした部分から
ボーナス分配金

*上記はイメージであり、将来の分配金の支払及びその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。あらかじめ一定額の分配をお約束するものではありません。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

《ご参考》分散投資効果

3つの資産に分散投資することで、収益が安定する分散効果が期待できます。



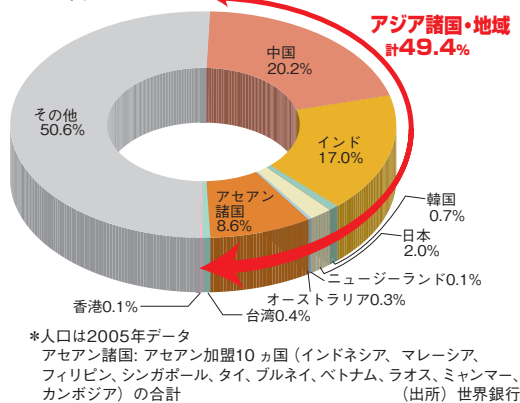
左記分散投資のグラフは、アジア株式はMSCI AC アジア・パシフィック インデックス（除く日本、クロス、円ベース）、アジアサブリン債はリーマン・ブラザーズ アジア・パシフィック 国債インデックス（除く日本円、トータル・リターン、円ベース）、アジアリートはS&P/シディグループ・アジア・パシフィック インデックス（除く日本、トータル・リターン、円ベース）の収益率（月次データ）を使用し、各資産に均等（3分の1ずつ）に投資し、月次リバランスした場合の収益率を、2000年6月末を100としてシミュレーションしたものです。（出所）RIMES、S&P、Lehman Brothersのデータに基づき、当社が作成。

上記グラフは当ファンド及び各マザーファンドの過去の運用実績を示したものではありません。上記各インデックスは、当ファンド及び各マザーファンドのベンチマークまたは参考指数ではありません。また、将来における当ファンド及び各マザーファンドの運用成果を予想あるいは保証するものではありません。

上記分散投資のグラフは、日本を除くアジア諸国・地域（オセアニア諸国を含む）の株式、サブリン債、リートの一般的な市場の動きを示すと考えられる指数（インデックス）を使用し、各資産に均等（3分の1ずつ）に投資した場合の一般的な「分散投資効果」のみを示すことを目的とし、あくまでご参考情報として作成したものです。各インデックスの国別構成比率等の内容は、当ファンドの内容とは異なります。将来の当ファンドの値動きは、市場環境やその他の理由により大きく異なる可能性があります。

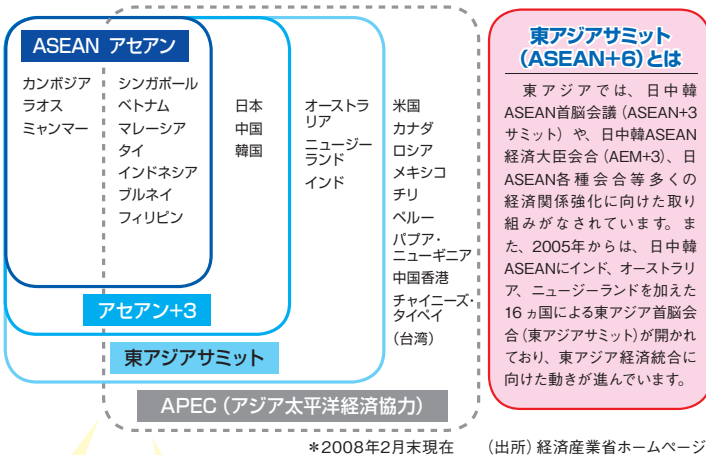
《ご参考》アジア諸国・地域の魅力

●世界に占めるアジア諸国・地域の人口割合
アジア諸国・地域は世界の総人口の約50%を占めています。豊富な労働力を背景とした生産力の向上、生活水準の向上及び消費拡大が見込まれ、経済成長が期待されます。

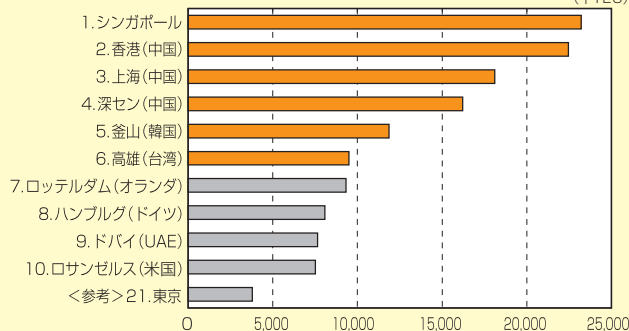


●強まる地域経済協力

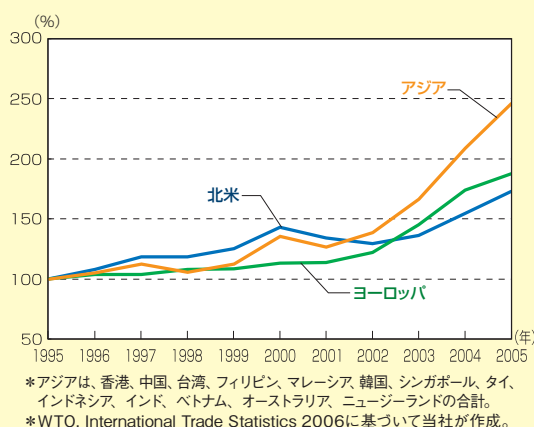
アジア諸国・地域の経済は域内で結びつきを強めながら成長しています。



＜世界のコンテナ取扱量港湾別トップ10 (2005年速報値)＞
アジア諸国・地域でのコンテナによる輸出入量 (貿易量) が世界の上位を占めています。 (千TEU)

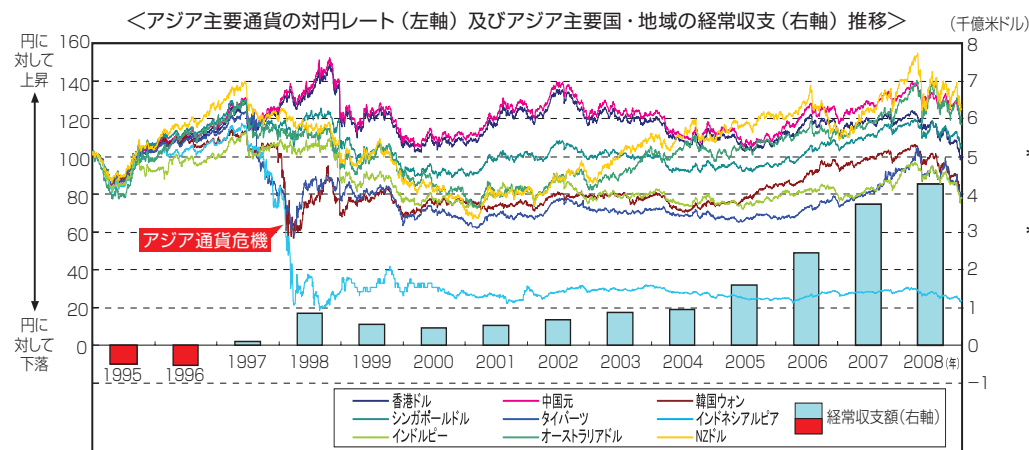


＜地域別輸出総額の推移 (1995年を100として指数化)＞



《ご参考》アジア諸国・地域の経済指標の推移

アジア通貨危機以降のアジア諸国・地域の通貨及び経常収支は比較的に安定しています。



当ファンドが実質的な投資対象とするアジア諸国・地域は、政治、経済、社会等の基盤が先進国に比べて脆弱である可能性があり、これらに起因する諸問題が、株式市場や為替市場に及ぼす影響は先進国以上に大きくなることが予想されます。上記は、当ファンドの将来の運用成果を保証もしくは示唆するものではありません。

ファンドの主な投資リスク及び留意点

以下に記載する投資リスク及び留意点は当ファンドの投資信託説明書(目論見書)に記載するもののうち、一部の要約であり、当ファンドに係る全ての投資リスク及び留意点を網羅するものではありません。

リスクの詳細は投資信託説明書(目論見書)後記の「ファンドの主な投資リスク及び留意点」をご参照ください。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、**投資元本が保証されているものではありません**。信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。当ファンドにおける主実質的リスクは次のとおりです。これらの投資リスクにより、当ファンドの基準価額は下落する可能性があり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

主な投資リスク	主な投資リスクの内容(損失が生じる恐れのある理由)
価格変動リスク	有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、ファンドの基準価額は、ファンドが置かれている投資環境により変動します。当ファンドが実質的に投資する有価証券の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
信用リスク	有価証券等への投資は、該当する発行体の財政状況、一般的な経済状況、若しくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に債務超過の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合、不利な変動をすることがあります。当ファンドが実質的に投資する有価証券の価格が信用リスクの上昇により値下がりした場合、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	当ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。当ファンドの投資対象国・地域には新興国が含まれます。一般的に、新興国の経済状況は、先進国に比べて脆弱である可能性があります。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなる可能性が高くなります。さらに政府当局による海外からの投資規制などの規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。この場合は、投資する資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
リート (不動産投資信託) に関わるリスク	リート(不動産投資信託)の価格及び配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リーートの収益及び財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。当ファンドが実質的に投資するリーートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

主な留意点	主な留意点の内容
その他の留意点	当ファンドはアジア諸国・地域に限定して投資を行うため、十分な分散投資効果が得られない場合があります。

●お客さまに直接ご負担いただく費用及び税金(個人のお客さまの場合)

時 期	項 目	費 用・税 金
お 申 込 時	申込手数料	3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が定める率を申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口=1円)に乗じて得た金額とします。
途 換 中 金 時	信託財産留保額	ありません。
	所得税及び 地 方 税	換金価額の個別元本超過額に対して10%(所得税7%及び地方税3%)が課税されます。 (平成21年4月1日以降は20%(所得税15%及び地方税5%)となる予定です)
収 分 益 配 時	所得税及び 地 方 税	普通分配金に対して10%(所得税7%及び地方税3%)が課税されます。 (平成21年4月1日以降は20%(所得税15%及び地方税5%)となる予定です)
償 還 時	所得税及び 地 方 税	償還時の個別元本超過額に対して10%(所得税7%及び地方税3%)が課税されます。 (平成21年4月1日以降は20%(所得税15%及び地方税5%)となる予定です)

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

上記は、平成20年4月4日現在の税法に基づき記載しております。

税制が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上のお取り扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

●お客さまに間接的にご負担いただく費用(保有期間中にファンドが負担する費用)

信 託 報 酬	純資産総額に対して年率1.5855%(税抜1.51%)を乗じて得た金額が日々かかります。
そ の 他 の 費 用	上記の信託報酬以外に信託事務等の諸費用、監査報酬及び組入有価証券の売買委託手数料が信託財産中から支払われます(その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません)。

なお、費用の合計額は、お申込金額・口数や保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

詳しくは投資信託説明書(目論見書)後記の「ファンドにかかる費用・税金」をご参照ください。

投資方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券に主として投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。

- ①各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に、日本を除くアジア諸国・地域の株式、ソブリン債（国債等）及び不動産投資信託証券に主として投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ②各マザーファンド受益証券の基本配分比率は下記の通りとします。ただし、実際の配分比率は、下記基本配分比率と乖離する場合があります。また、予期せぬ投資環境等が発生した場合には大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

	マザーファンドの受益証券	基本配分比率
1	CAアジア好配当株式マザーファンド	3分の1程度
2	CAアジア ソブリン マザーファンド	3分の1程度
3	CAアジア リート マザーファンド	3分の1程度

- ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向等の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記のような運用ができない場合があります。

投資対象

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次のマザーファンド受益証券ならびに有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資することを指図します。

- 1) CA アジア好配当株式マザーファンド
- 2) CA アジア ソブリン マザーファンド
- 3) CA アジア リート マザーファンド
- 4) コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 5) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、4)の証券の性質を有するもの
- 6) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 7) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

分配方針

① 収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月 8 日。休日の場合は翌営業日）に、原則として次の方針により分配を行います。ただし、第 1 回目の決算日は平成 19 年 12 月 10 日とします。

- 1) 分配対象収益の範囲
経費控除後配当等収益（繰越分及びマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます）を含みます）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- 2) 分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (i) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）とみなし配当等収益との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ii) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- 2) 前記 1) におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします）に、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から支払います（原則として決算日から起算して 5 営業日までにお支払いを開始）。
- 2) 上記 1) の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記 1) に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記 1) に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

投資制限

当ファンドの信託約款で定める主な投資制限は、下記の通りです。投資制限の詳細につきましては、信託約款をご参照ください。

- 1) 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への投資制限
株式への直接投資は行いません。
- 3) 投資信託証券への投資制限
投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外国為替予約取引の指図及び範囲
外国為替予約取引は信託約款の規定の範囲で行います。
- 5) 資金の借入の制限
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 6) 受託会社による資金の立替え
 - (a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - (c) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(参考) マザーファンドの概要

1. CAアジア好配当株式マザーファンド

1. 運用の基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア※諸国・地域の株式を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。

* ADR（米国預託証券）及び GDR（グローバル預託証券）に投資する場合があります。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア諸国・地域の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①日本を除くアジア諸国・地域の株式を主要投資対象とし、主として配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資を行い、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

②ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択と、トップダウン・アプローチによる国別・業種別配分の両面から運用を行います。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑥運用にあたっては、投資一任契約に基づいてクレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンに運用の指図に関する権限を委託します。

<運用プロセス>

ステップ1:投資ユニバース

アジア諸国・地域(日本を除く)の株式の中から、各銘柄の売買高(流動性)を精査し、投資ユニバースを決定

ステップ2:投資銘柄候補

以下の主要項目に基づき、投資銘柄候補を決定

- ・企業訪問
- ・アナリスト情報
- ・市場データ
- ・投資テーマ
- ・バリュエーションの評価・分析
- ・投資基準(各銘柄の配当利回り、変動性、ベータ等)

ステップ3:国別・業種別配分

以下の主要項目に基づき、国別・業種別配分を決定

- ・マクロ経済・市場シナリオ分析
- ・投資戦略
- ・通貨見通し

ステップ4:ポートフォリオの構築

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択と、トップダウン・アプローチによる国別・業種別配分の両面からポートフォリオを構築

3. 主な投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②株式への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資制限の詳細及び上記以外の項目につきましては、マザーファンド信託約款をご参照ください。

2. CAアジア ソブリン マザーファンド

1. 運用の基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア※諸国・地域のソブリン債（国債等）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債（国債等）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債（国債等）に投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ②アジア諸国・地域の現地通貨建て債券および米ドル建て債券等の他国通貨建て債券に投資します。
- ③ポートフォリオの平均格付は、原則としてBBB- 格（スタンダード&プアーズ社）またはBaa3格（ムーディーズ社）相当以上を維持することを目指します。（ただし、市況動向の急激な変化が生じたとき等によっては、上記平均格付を維持できない場合があります。）
- ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦運用にあたっては、投資一任契約に基づいてクレディ・アグリコル アセットマネジメント・シンガポールに運用の指図に関する権限を委託します。

<運用プロセス>

ステップ1:マクロ経済分析

マクロ経済データ（国内総生産、インフレ率、国際収支等）に基づき、各国・地域の政治的リスク、経済シナリオ、金利シナリオ、債務支払能力等を分析

ステップ2:ソブリン債の分析

ステップ1 の分析結果に基づき、ソブリン債の国・地域、残存期間、通貨を選択

ステップ3:最適化ポートフォリオ

ステップ2 の選択結果に基づき、最適化ポートフォリオを構築

ステップ4:ポートフォリオ構築

ステップ3 の最適化ポートフォリオに基づき、国別・残存期間別・通貨別配分と銘柄選択を行い、ポートフォリオを構築

3. 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資制限の詳細及び上記以外の項目につきましては、マザーファンド信託約款をご参照ください。

3. CAアジア リート マザーファンド

1. 運用の基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア*諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ）されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

*アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択と、トップダウン・アプローチによる国別配分の両面から運用を行います。
- ③不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥運用にあたっては、投資一任契約に基づいてクレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンに運用の指図に関する権限を委託します。

<運用プロセス>

ステップ1:投資ユニバース

アジア諸国・地域（日本を除く）のリートの中から、各銘柄の売買高（流動性）を精査し、投資ユニバースを決定

ステップ2:投資銘柄候補

以下の主要項目に基づき、投資銘柄候補を決定

- ・企業訪問
- ・アナリスト情報
- ・市場データ
- ・投資テーマ
- ・バリュエーションの評価・分析
- ・各銘柄の資産内容、価格、配当成長性等

ステップ3:国別配分

以下の主要項目に基づき、国別配分を決定

- ・マクロ経済・市場シナリオ分析
- ・投資戦略
- ・通貨見通し

ステップ4:ポートフォリオの構築

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択と、トップダウン・アプローチによる国別配分の両面からポートフォリオを構築

3. 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ④同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資制限の詳細及び上記以外の項目につきましては、マザーファンド信託約款をご参照ください。

ファンドの主な投資リスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。**従って、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。**また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。

後記の各リスクにより実質的な組入る有価証券の価格が値下がりすることにより、当ファンドの基準価額が下落し、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

以下は、当ファンドに関して考えられる主な投資リスク及び留意点です。ただし、以下の記述は全ての投資リスク及び留意点を網羅したものではありません。

投資リスク

① 価格変動リスク

- ・ 上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、ファンドの基準価額は、ファンドが置かれている投資環境により変動します。当ファンドが実質的に投資する有価証券の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 金利変動リスク

債券価格は金利変動等により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③ 信用リスク

- ・ 有価証券等への投資は、該当する発行体の財政状況、一般的な経済状況、若しくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に債務超過の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合、不利な変動をすることがあります。該当する発行体の利払い・元本償還能力は、（発行体）企業の特定の事業展開や、特定の経営プランの実現不能若しくは追加的資金調達が不可能な場合にも、不利な変動をすることがあります。また、景気の低迷や金利上昇は、債務証券の発行体の債務不履行の可能性を増大させるおそれがあります。また、当該発行体が債務不履行に陥った場合は、その債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなり、ファンドの基準価額の下落要因となります。当ファンドが実質的に投資する有価証券の価格が信用リスクの上昇により値下がりした場合、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・ 有価証券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・ ハイイールド債や新興国債券等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べて元金や利息の支払が滞るリスクがより高くなることが想定されます。

④ 為替変動リスク

- ・ 外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 当ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・ 外貨建資産は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動することがあります。

⑤ 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。この場合、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑥ カントリーリスク

- ・ 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。当ファンドの投資対象国・地域には新興国が含まれます。一般的に、新興国の経済状況は、先進国に比べて脆弱である可能性があります。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場

に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなる可能性が高くなります。さらに政府当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。この場合は、投資する資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

- ・新興国の株式市場は、欧米等の先進国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

⑦ リート（不動産投資信託）に関わるリスク

- ・リート（不動産投資信託）は、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格及び配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リーートの収益及び財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。
- ・当ファンドが実質的に投資するリーートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

留意点

① 分配金に関する留意点

当ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金額は確定ではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

② 規制の変更に関する留意点

- ・当ファンドの運用に関連する国又は地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

③ その他の留意点

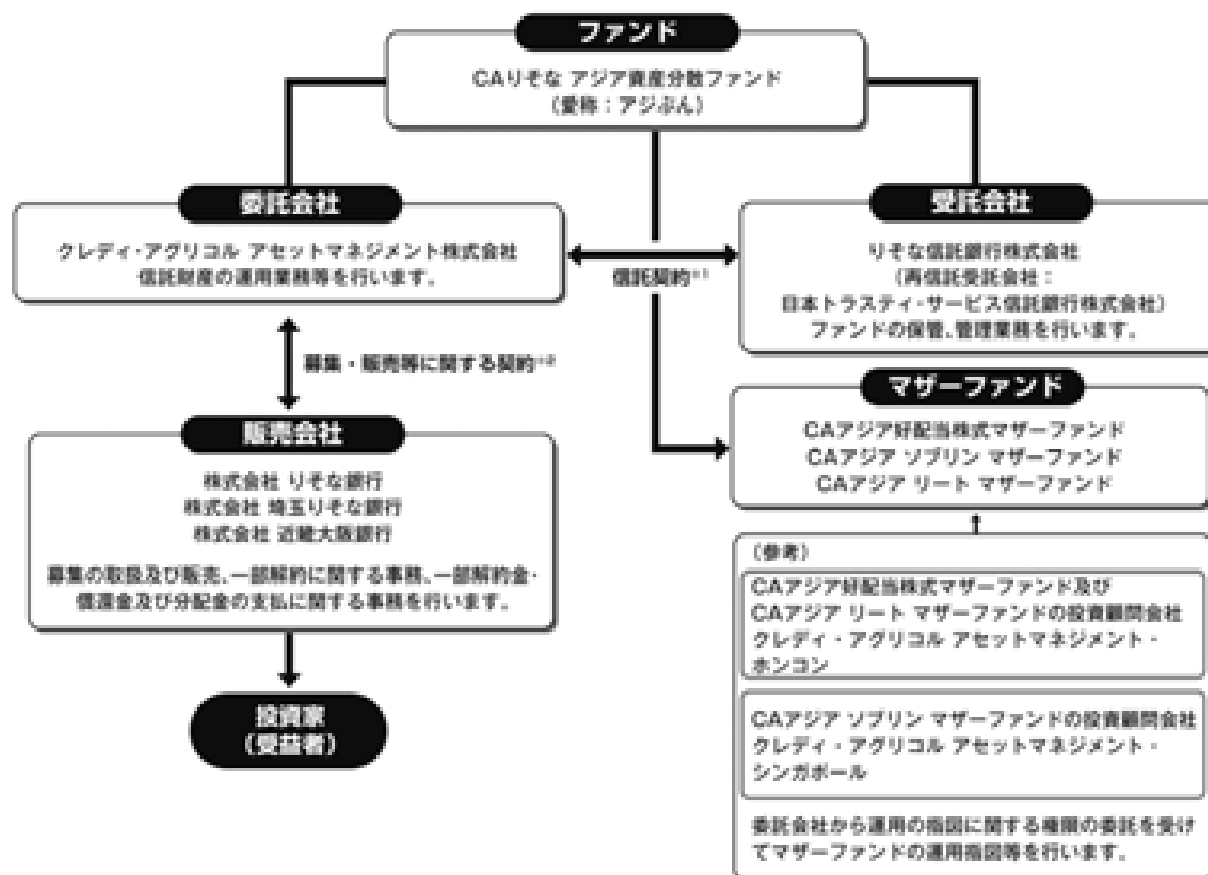
- ・アジア諸国・地域に限定して投資を行うため、十分な分散投資効果が得られない場合があります。
- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態により、当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落を招くことがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。

一般的な留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬及びその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

ファンドのしくみ



- ※1 信託契約
委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。
- ※2 募集・販売等に関する契約
委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、換金の取扱等を規定しています。

委託会社の概要

名称 : クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役 青野 晴延
本店の所在の場所 : 東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号

委託会社の資本金

3 億円（有価証券届出書提出日現在）

委託会社の沿革

昭和 61 年 7 月 1 日 「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立
昭和 63 年 6 月 8 日 証券投資顧問業の登録
平成元年 1 月 31 日 投資一任契約にかかる業務の認可
平成 2 年 7 月 20 日 「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更
平成 6 年 9 月 20 日 「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更
平成 7 年 10 月 2 日 「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更
平成 9 年 9 月 1 日 「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更
平成 10 年 9 月 30 日 「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更
平成 10 年 11 月 24 日 証券投資信託委託業の免許取得
平成 13 年 4 月 25 日 「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成 19 年 9 月 30 日 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録

大株主の状況

（有価証券届出書提出日現在）

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
クレディ・アグリコル アセット マ ネ ジ メ ン ト ・ エ ス ・ エ ー	フランス共和国 パリ市 パスツール 大通り 90 番地 75015	23,200株	100%

クレディ・アグリコル・グループ概要

クレディ・アグリコル・グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第1位のユニバーサルバンク^{※1}（地銀39行、従業員数約86,000人超、11,100支店^{※2}）であり、フランス国内で上位の格付を取得しております（スタンダード&プアーズ社：AA-格、ムーディーズ社：Aa1格、フィッチ社：AA格^{※2}）。

クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、商業銀行部門、地方銀行部門、資産運用部門、生命保険部門、損害保険部門、コンサルタント部門等と広範囲にわたっております。

また、2003年6月にフランス大手銀行クレディ・リヨネを買収したことで、ユーロ圏最大級の金融グループとなっております。

※1 自己資本（第一分類）は531.24億米ドル（出所：The Banker, October 2007）に基づきます。

※2 2007年12月末現在

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社概要

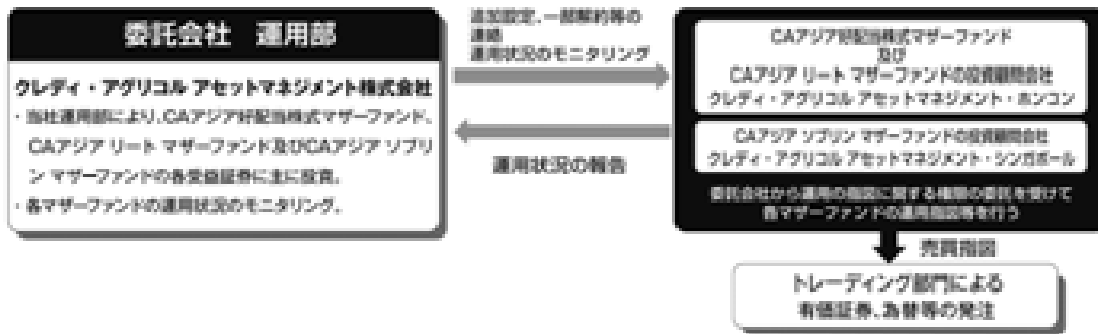
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客様に資産運用サービスを提供しております。

現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、日本株式の運用拠点としてパリ本社運用チームと連携した日本株式アクティブ運用を行っており、リスク軽減型ストラクチャード商品を中心とする投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

運用体制及びリスク管理体制

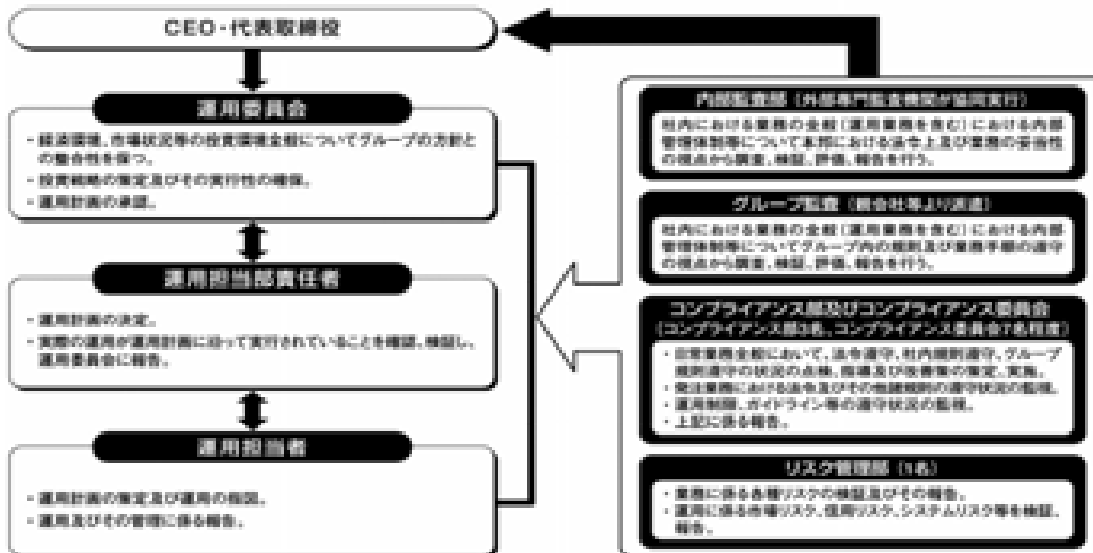
運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関して当社では以下（抜粋）の社内規則・規程・ガイドラインを設けております。

- ・ 分配金決定委員会規程
- ・ 外部委託先選定・管理規則
- ・ コールローンの取り手選定に係る規則
- ・ 資金の借入に係る業務規則等



《内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織及びファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

当ファンドの運用においては、当社の運用部における運用担当者がその上長である運用担当責任者及び運用委員会の監督のもと、当ファンドのマザーファンドの運用の委託先であるクレディ・アグリコル・アセットマネジメント・ホンコン及びクレディ・アグリコル・アセットマネジメント・シンガポールが目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資目的、投資対象、配分方針等を確保しているかを、確認、監督します。また、投資制限等や関連諸法令及び社団法人投資信託協会規則に沿った運用及び管理が行われているかをコンプライアンス部が日次で監視・報告し、是正等指導が必要な事項が発見された場合には、速やかに、当該事項担当者に連絡をとり必要な措置を取るよう指示します。その中で重要な事項についてはコンプライアンス委員会に報告します。

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、独立した監査法人が、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づき監査を行っており、受託会社より、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を定期的に受取っています。

当ファンドの運用体制等は平成 20 年 4 月 4 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜リスク管理体制＞

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社ではリスク管理を徹底すべく、以下のように２段階でリスクのモニター・管理を行っております。

① 運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当する運用部は、企画本部からのフィードバックをもとにリスク・パフォーマンス状況の検討、組入有価証券等のリスク試算等を行い、リスク管理が運用プロセスの重要な一部であるとの認識に立って、運用の決定を行います。またコンプライアンス部とともに、ファンドの投資制限、運用に係る社内規程、関連法規の遵守を徹底しております。

② 業務上のリスク管理

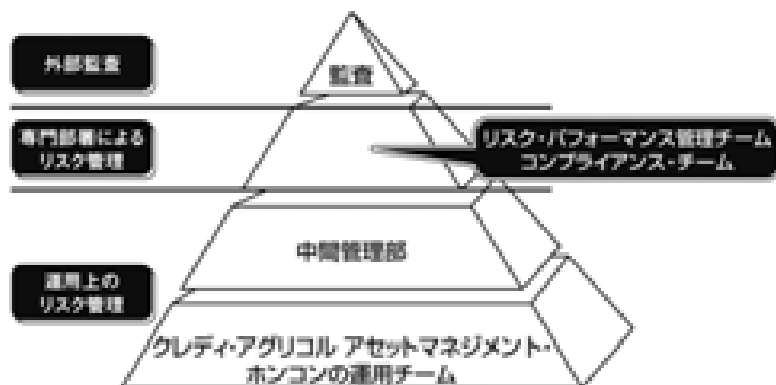
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- (i) ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を検証します。
- (ii) 投資制限等に違反等が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認します。市場変動等外的要因による“一時的な違反等”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- (iii) 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは常勤取締役、執行役員、コンプライアンス部長、法務部長、リスクマネジメント部長、業務管理本部長、運用本部長）に報告されます。同委員会においては、運用状況の結果報告の他、重大なコンプライアンス事案（含む不祥事件・顧客クレーム・トラブル等）の発生事実、事実調査結果、対応策・事後対策の状況報告や議論がなされ、必要な方策を講じています。
- (iv) コンプライアンス委員会のなかでは、運用・業務管理・システム（IT）等に対するリスク管理に係る月次報告がリスクマネジメント部長によって行われます。この報告をもとに、より堅固なリスク管理体制の構築のために検証、議論がなされています。

(ご参考)

《「CAアジア好配当株式マザーファンド」及び「CAアジア リート マザーファンド」の投資顧問会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンのリスク管理体制》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンのリスクモニター及びリスク管理体制は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当するクレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンの運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジションの流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規定の遵守状況の確認を行ったりします。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク及び運用監査の2項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

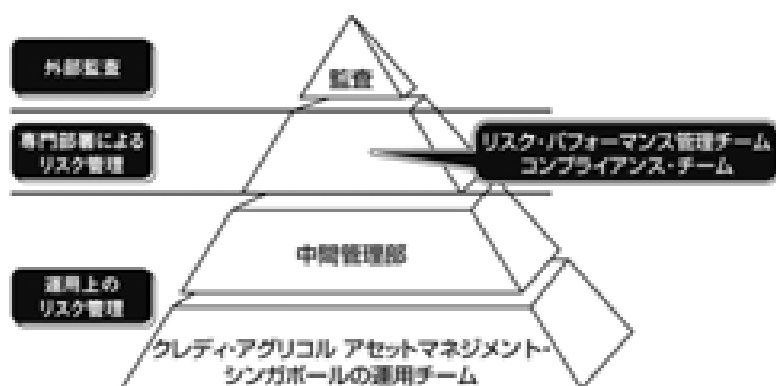
また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査

クレディ・アグリコル エス・エー（クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの母体）及びクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

《「CAアジア ソブリン マザーファンド」の投資顧問会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・シンガポールのリスク管理体制》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・シンガポールのリスクモニター及びリスク管理体制は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当するクレディ・アグリコル アセットマネジメント・シンガポールの運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジションの流動性、パフォーマンスのモニタリング等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規定の遵守状況の確認を行ったり、発行体と結ぶ特異なデリバティブ評価のコントロールを行ったりします。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、信用リスク及び業務上のリスクの3項目のチェックを行い、リスク委員会にて定期的に運用状況の再確認が行われます。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、顧客の指定規約の遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査

クレディ・アグリコル エス・エー（クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの母体）及びクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

申込（販売）の手続等

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店・営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

申込期間	当初申込期間	平成19年8月20日（月）から平成19年9月20日（木）まで
	継続申込期間	平成19年9月21日（金）から平成20年11月7日（金）まで
	取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。 ただし、ファンドの休業日*にあたる場合は、お申込みできません。 *ファンドの休業日とは、東京証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日及び香港の銀行休業日ならびにシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合を指します。 なお、継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
お申込単位	1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位 お申込みには「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2つがあります。 ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。 *「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。 *「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。	
お申込価額	当初申込期間	1口当たり1円
	継続申込期間	申込受付日の翌営業日の基準価額
払込期日	お申込みを受付けた販売会社が定める日までに、お申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。	

* 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

換金（解約）の手続等

換金取扱期間	原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。 ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。
換金単位	1口単位または1万口単位
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金の支払	換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社においてお支払いします。

- 1) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中換金の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。

- 2) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

- * 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部換金を委託者が行うのと引換に、当該一部換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

申込(販売)手続等及び換金(解約)手続等について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

お客さまに直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料 ^{※1}	3.15%（税抜3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。
途中換金時	所得税及び地方税	換金価額 ^{※2} の個別元本超過額 ^{※3} に対して課されます。
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して課されます。
償還時	所得税及び地方税	償還時の個別元本超過額に対して課されます。

※1 申込手数料についての詳細はお申込み販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

委託会社のインターネットホームページ（<http://www.caam.co.jp>）でも販売会社の申込手数料等がご覧いただけます。

※2 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

※3 お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

（注）税制が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

ファンドで間接的にご負担いただく費用

保有期間中にファンドが負担する費用（間接的にご負担いただく費用）

信託報酬等

時期	信託報酬	
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率 1.5855%（税抜 1.51%）を乗じて得た金額
	信託報酬の配分	純資産総額が 500 億円未満の場合 委 託 会 社 ： 年率 0.7875%（税抜 0.75%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜 0.225%以内） 販 売 会 社 ： 年率 0.735%（税抜 0.70%） 受 託 会 社 ： 年率 0.063%（税抜 0.06%）
		純資産総額が 500 億円以上、1,000 億円未満の場合 委 託 会 社 ： 年率 0.735%（税抜 0.70%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜 0.21%以内） 販 売 会 社 ： 年率 0.7875%（税抜 0.75%） 受 託 会 社 ： 年率 0.063%（税抜 0.06%）
		純資産総額が 1,000 億円以上、2,000 億円未満の場合 委 託 会 社 ： 年率 0.6825%（税抜 0.65%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜 0.195%以内） 販 売 会 社 ： 年率 0.840%（税抜 0.80%） 受 託 会 社 ： 年率 0.063%（税抜 0.06%）
		純資産総額が 2,000 億円以上の場合 委 託 会 社 ： 年率 0.630%（税抜 0.60%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜 0.18%以内） 販 売 会 社 ： 年率 0.8925%（税抜 0.85%） 受 託 会 社 ： 年率 0.063%（税抜 0.06%）

信託報酬は、毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

その他の手数料等

① 資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

② 信託事務等の諸費用及び監査報酬

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、2 月及び 8 月の計算期間の末日または信託終了のとき信託財産中より支弁することを原則とします。

〈監査費用について〉

当信託財産においては決算財務諸表の監査を年2回受けるため、信託財産の純資産総額規模にしたがって、監査費用が年間最低80万円から最高150万円までかかります。

純資産総額	監査費用（年間）
80億円未満	80万円
80億円以上120億円未満	110万円
120億円以上200億円未満	140万円
200億円以上	150万円

第1計算期間の監査費用については、設定日の純資産総額に基づいて決定します。ファンド設定後は年2回監査費用見直しの基準日を設け、当該基準日の純資産総額に基づいて翌監査期間から適用される監査費用を決定します。

③ ファンドの実質組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

＊ その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

＊ 費用の合計額については、お申込金額・口数や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。（下記は、平成20年4月4日現在の税法に基づき記載しております）。

① 個別元本について

- (i) 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ii) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (iii) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (iv) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「③ 収益分配金の課税について」を参照）。

② 途中換金時及び償還時の課税について

途中換金時及び償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- (i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- (ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(i) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中換金時及び償還時	平成 21 年 3 月 31 日まで	10% 所得税 (7%) 地方税 (3%)	途中換金時及び償還時の個別元本超過額に対して源泉徴収 (申告不要) されます。
	平成 21 年 4 月 1 日以降	20% 所得税 (15%) 地方税 (5%)	
収益分配時	平成 21 年 3 月 31 日まで	10% 所得税 (7%) 地方税 (3%)	収益分配金のうち、「普通分配金」に対して源泉徴収 (申告不要) されます。「特別分配金」には課税されません。
	平成 21 年 4 月 1 日以降	20% 所得税 (15%) 地方税 (5%)	

※確定申告により総合課税の選択もできます。

(ii) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中換金時及び償還時	平成 21 年 3 月 31 日まで	7% 所得税 (7%)	途中換金時及び償還時の個別元本超過額に対して源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。
	平成 21 年 4 月 1 日以降	15% 所得税 (15%)	
収益分配時	平成 21 年 3 月 31 日まで	7% 所得税 (7%)	収益分配金のうち、「普通分配金」に対して源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。「特別分配金」には課税されません。
	平成 21 年 4 月 1 日以降	15% 所得税 (15%)	

⑤ 買取請求時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合は、前記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

管理及び運営の概要

資産の評価

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「アジぶん」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

保管

該当事項はありません。

信託期間

平成19年9月21日から無期限とします。ただし、後記「その他 1）信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

計算期間

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年12月10日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び途中換金（買取）請求権を有しています。

その他

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
 - iii. やむを得ない事情が発生したとき
- 委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。
- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）信託約款の変更」の（c）の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記（a）から（d）までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、2月及び8月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部換金の実行の請求の受付、一部換金代金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

その他ファンドの情報

①内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益権です。
格付は取得していません。

②発行価額の総額

- 1.当初申込期間：平成19年8月20日（月）から平成19年9月20日（木）まで
1,000億円を上限とします（なお、前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます）は含まれていません）。発行価額の総額がファンドの効率的な運用を行うに必要な額に満たないと委託会社が判断した場合、設定を中止することがあります。
- 2.継続申込期間：平成19年9月21日（金）から平成20年11月7日（金）まで※
1兆円を上限とします（なお、前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません）。

※継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

③振替機関に関する事項

振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

④日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

⑤クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません

⑤有価証券届出書の写しの縦覧

委託会社が、有価証券届出書(有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます)の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。

投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、後記の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

(1) 投資状況

信託財産の構成

平成 20 年 3 月 31 日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券（CAアジア好配当株式マザーファンド）	日本	2,205,674,125	31.68
親投資信託受益証券（CAアジア ソブリン マザーファンド）	日本	2,553,911,586	36.69
親投資信託受益証券（CAアジア リート マザーファンド）	日本	2,136,851,065	30.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	63,989,353	0.91
合計（純資産総額）		6,960,426,129	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいい、小数点第 3 位以下切捨てで表示しております。以下同じ。

<ご参考>

「CA アジア好配当株式マザーファンド」

平成 20 年 3 月 31 日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	624,899,141	28.33
	ニュージーランド	179,904,157	8.15
	香港	531,356,031	24.08
	シンガポール	126,039,985	5.71
	マレーシア	232,412,438	10.53
	タイ	116,407,716	5.27
	韓国	278,450,853	12.62
	台湾	39,686,283	1.79
	小計	2,129,156,604	96.52
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		76,594,484	3.47
合計（純資産総額）		2,205,751,088	100.00

（注）株式の小計の投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各国・地域の時価合計の総額の比率をいい、小数点第 3 位以下切捨てで表示しております。以下同じ。

「CA アジア ソブリン マザーファンド」

平成 20 年 3 月 31 日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	680,783,022	26.25
	ニュージーランド	883,924,877	34.60
	インドネシア	510,804,421	19.99
	小計	2,075,512,320	81.26
特殊債券	オーストラリア	360,526,915	14.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		117,988,507	4.61
合計（純資産総額）		2,554,027,742	100.00

「CA アジア リート マザーファンド」

平成 20 年 3 月 31 日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	オーストラリア	479,065,930	22.41
	香港	696,545,891	32.59
	シンガポール	901,925,877	42.20
	小計	2,077,537,698	97.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		59,403,840	2.77
合計（純資産総額）		2,136,941,538	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成20年3月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	CAアジア好配当株 式マザーファンド	2,706,680,728	0.8121	2,198,095,420	0.8149	2,205,674,125	31.68
日本	親投資信託 受益証券	CAアジア ソブリ ン マザーファン ド	2,727,663,769	0.9772	2,665,682,303	0.9363	2,553,911,586	36.69
日本	親投資信託 受益証券	CAアジア リート マザーファンド	2,834,395,896	0.7535	2,135,717,308	0.7539	2,136,851,065	30.70

(注)投資比率とは、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別組入比率

平成 20 年 3 月 31 日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.08
合計	99.08

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<ご参考>

「CA アジア好配当株式マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 3 月 31 日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ニュージーランド	株式	TELECOM CORP.OF NZ.	電気通信サービス	591,517	325.52	192,551,943	304.14	179,904,157	8.15
2	香港	株式	HANG SENG BANK	銀行	89,900	1,811.32	162,838,278	1,830.11	164,527,248	7.45
3	香港	株式	CLP HOLDINGS	公益事業	178,000	801.85	142,729,453	828.18	147,416,841	6.68
4	韓国	株式	S-OIL CORPORATION	エネルギー	22,658	6,662.48	150,958,698	6,359.18	144,086,527	6.53
5	マレーシア	株式	BERJAYA SPORTS TOTO BHD	消費者サービス	852,100	161.71	137,793,091	163.28	139,130,888	6.30
6	韓国	株式	KT&G CORP	食品・飲料・タバコ	17,305	8,350.85	144,511,632	7,764.47	134,364,326	6.09
7	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE PCL	電気通信サービス	355,400	300.51	106,801,254	327.54	116,407,716	5.27
8	オーストラリア	株式	DUET GROUP	公益事業	364,794	266.04	97,051,984	277.97	101,402,590	4.59
9	オーストラリア	株式	MACQUARIE AIRPORTS	運輸	323,119	352.85	114,012,898	302.74	97,821,692	4.43
10	マレーシア	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO MALAYSIA BHD	食品・飲料・タバコ	69,900	1,373.75	96,025,125	1,334.50	93,281,550	4.22
11	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING	銀行	37,872	2,264.94	85,778,094	2,192.58	83,037,616	3.76
12	オーストラリア	株式	AUS.AND NZ.BANKING GP.	銀行	38,853	2,285.44	88,796,462	2,126.53	82,622,194	3.74
13	香港	株式	HONG KONG ELECTRIC	公益事業	126,500	570.14	72,122,836	641.56	81,158,541	3.67
14	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	43,600	1,541.37	67,203,865	1,647.36	71,824,896	3.25
15	オーストラリア	株式	TELSTRA CORP LTD	電気通信サービス	176,343	446.06	78,660,169	401.82	70,858,355	3.21
16	オーストラリア	株式	TRANSURBAN GROUP	運輸	115,977	592.64	68,732,655	587.13	68,094,271	3.08
17	香港	株式	BOC HONG KONG (HDG.)	銀行	277,500	244.53	67,857,075	239.38	66,428,505	3.01

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金 額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
18	バミュー ダ	株式	MACQUARIE INTL INFRASTRUCTURE FUND LTD	各種金融	987,000	65.30	64,455,048	60.58	59,799,961	2.71
19	オースト ラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	銀行	15,187	4,478.74	68,018,727	3,918.21	59,505,937	2.69
20	オースト ラリア	株式	MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	運輸	155,966	266.04	41,494,130	255.95	39,920,215	1.80
21	シンガ ポール	株式	SINGAPORE POST	運輸	438,000	76.91	33,688,156	83.44	36,548,472	1.65
22	シンガ ポール	株式	SINGAPORE TECH. ENGR.	資本財	120,000	237.27	28,472,544	247.42	29,691,552	1.34
23	台湾	株式	CHINA STEEL CORP	素材	152,000	151.34	23,003,680	155.45	23,628,780	1.07
24	オースト ラリア	株式	MACQUARIE COMMUNICATIONS INF	メディア	56,967	456.86	26,026,239	379.80	21,636,271	0.98
25	台湾	株式	FORMOSA PLASTICS CORP	素材	51,000	253.65	12,936,609	314.85	16,057,503	0.72

業種別組入比率 平成 20 年 3 月 31 日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	6.53
	素材	1.79
	資本財	1.34
	運輸	10.98
	消費者サービス	6.30
	メディア	0.98
	食品・飲料・タバコ	10.32
	銀行	23.93
	各種金融	2.71
	電気通信サービス	16.64
	公共事業	14.95
合計		96.52

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「CA アジア ソブリン マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 3 月 31 日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ニュー ジーラ ンド	国債 証券	NZD GVT 6 12/15/17	8,980,000	7,740.89	695,132,347	7,720.17	693,271,731	6.0	2017/12/15	27.14
2	オース トラリ ア	国債 証券	ACGB 6 02/15/17	7,500,000	9,097.44	682,308,360	9,077.10	680,783,022	6.0	2017/2/15	26.65
3	インド ネシア	国債 証券	INDOGB 10 07/15/17	37,900,000,000	1.10	419,025,322	1.01	385,138,321	10.0	2017/7/15	15.07
4	オース トラリ ア	特殊 債券	NSWTC 5.5 08/01/14	4,200,000	8,530.39	358,276,717	8,583.97	360,526,915	5.5	2014/8/1	14.11
5	ニュー ジーラ ンド	国債 証券	NZD GVT 6.5 04/15/13	2,400,000	7,819.10	187,658,475	7,943.88	190,653,146	6.5	2013/4/15	7.46
6	インド ネシア	国債 証券	INDORB 14.25 06/15/13	10,000,000,000	1.31	131,753,504	1.25	125,666,100	14.25	2013/6/15	4.92

種類別組入比率

平成 20 年 3 月 31 日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	81.26
特殊債券	14.11
合計	95.38

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「CA アジア リート マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 3 月 31 日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シンガ ポール	投資 証券	CapitaMALL Trust REIT	865,000	214.77	185,782,624	242.35	209,633,096	9.80
2	香港	投資 証券	GZI REIT	5,202,000	38.22	198,840,727	38.73	201,518,717	9.43
3	シンガ ポール	投資 証券	Ascendas REIT	1,129,000	159.63	180,224,528	167.61	189,235,754	8.85
4	香港	投資 証券	Link REIT	793,500	245.81	195,055,789	222.13	176,265,074	8.24
5	香港	投資 証券	Champion REIT	3,463,000	55.08	190,754,506	49.03	169,807,166	7.94
6	シンガ ポール	投資 証券	CDL Hospitality Trusts	1,072,000	156.72	168,014,131	147.29	157,902,169	7.38
7	シンガ ポール	投資 証券	CapitaCommercial Trust	883,000	143.66	126,859,550	158.18	139,673,646	6.53
8	香港	投資 証券	Sunlight Real Estate Invest	4,618,000	30.61	141,389,784	27.28	125,999,359	5.89
9	オースト ラリア	投資 証券	Stockland	178,407	630.24	112,439,883	632.08	112,769,030	5.27
10	オースト ラリア	投資 証券	Commonwealth Property Office	803,871	111.00	89,234,021	125.68	101,033,561	4.72
11	オースト ラリア	投資 証券	Dexus Property Group	598,981	144.94	86,821,816	149.53	89,569,342	4.19
12	シンガ ポール	投資 証券	Frasers Centrepoint Trust	1,012,000	86.34	87,382,556	87.79	88,851,171	4.15
13	オースト ラリア	投資 証券	ING Office Fund	627,557	109.17	68,510,774	113.29	71,101,517	3.32
14	オースト ラリア	投資 証券	CFS Retail Property Trust	278,886	183.47	51,170,003	200.91	56,031,153	2.62
15	シンガ ポール	投資 証券	Suntec Real Estate Investment Trust	475,000	108.11	51,354,340	105.93	50,320,360	2.35
16	オースト ラリア	投資 証券	Mirvac Group	131,349	423.83	55,670,802	369.71	48,561,327	2.27
17	シンガ ポール	投資 証券	Macquarie MEAG Prime REIT	502,000	76.91	38,610,627	89.24	44,802,897	2.09
18	香港	投資 証券	Prosperity REIT	1,081,000	21.18	22,899,515	21.23	22,955,575	1.07

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金 額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
19	シンガ ポール	投資 証券	CapitaRetail China Trust	228,000	111.74	25,477,267	94.32	21,506,784	1.00

種類別組入比率 平成 20 年 3 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	97.22
合計	97.22

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成 20 年 3 月末日及び同日前 1 年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期 間	純資産総額 (円) 分配落	純資産総額 (円) 分配付	1万口当たり の純資産額 (円) 分配落	1万口当たり の純資産額 (円) 分配付
第1特定期間				
第1期計算期間末 (平成19年12月10日)	8,264,016,414	8,293,513,447	9,806	9,841
第2期計算期間末 (平成20年 1月 8日)	7,882,731,859	7,912,718,388	9,201	9,236
第3期計算期間末 (平成20年 2月 8日)	7,520,076,239	7,550,236,628	8,727	8,762
第2特定期間中				
第4期計算期間末 (平成20年 3月10日)	7,102,010,486	7,127,772,631	8,270	8,300
平成19年 9月末日	2,825,253,168	—	10,176	—
10月末日	6,995,159,001	—	10,397	—
11月末日	7,909,800,528	—	9,514	—
12月末日	8,357,062,014	—	9,788	—
平成20年 1月末日	7,469,926,721	—	8,671	—
2月末日	7,601,512,432	—	8,849	—
3月末日	6,960,426,129	—	8,142	—

②分配の推移

期 間	1口当たりの分配金
第1特定期間	(0.0105円)
第1期計算期間 (自 平成19年 9月21日) (至 平成19年12月10日)	0.0035円
第2期計算期間 (自 平成19年12月11日) (至 平成20年 1月 8日)	0.0035円
第3期計算期間 (自 平成20年 1月 9日) (至 平成20年 2月 8日)	0.0035円
第2特定期間中	
第4期計算期間 (自 平成20年 2月 9日) (至 平成20年 3月10日)	0.0030円

③収益率の推移

期 間	収益率 (%)
第1特定期間	第 1 期計算期間 (自 平成 19 年 9 月 21 日) (至 平成 19 年 12 月 10 日) △1.6
	第 2 期計算期間 (自 平成 19 年 12 月 11 日) (至 平成 20 年 1 月 8 日) △5.8
	第 3 期計算期間 (自 平成 20 年 1 月 9 日) (至 平成 20 年 2 月 8 日) △4.8
第2特定期間中	第 4 期計算期間 (自 平成 20 年 2 月 9 日) (至 平成 20 年 3 月 10 日) △4.9

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) × 100

ただし、第 1 期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000 円) を用いております。

ファンドの財務ハイライト情報

■以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

■ファンドの「財務諸表」について、当特定期間（平成19年9月21日から平成20年2月8日まで）はあらた監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

CA りそな アジア資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	当期 (平成20年2月8日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		93,106,437
親投資信託受益証券		7,473,623,534
未収利息		943
流動資産合計		7,566,730,914
資産合計		7,566,730,914
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		30,157,931
未払解約金		5,867,072
未払受託者報酬		406,476
未払委託者報酬		9,823,196
その他未払費用		400,000
流動負債合計		46,654,675
負債合計		46,654,675
純資産の部		
元本等		
元本	※1,2	8,617,254,110
剰余金		
期末欠損金		1,097,177,871
(分配準備積立金)		(11,877,547)
剰余金合計	※3	△1,097,177,871
元本等合計		7,520,076,239
純資産合計		7,520,076,239
負債・純資産合計		7,566,730,914

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)
		金額 (円)
営業収益		
受取利息		115,164
有価証券売買等損益		△1,059,376,466
営業収益合計		△1,059,261,302
営業費用		
受託者報酬		1,649,365
委託者報酬		39,859,538
その他費用		400,000
営業費用合計		41,908,903
営業損失金額		1,101,170,205
経常損失金額		1,101,170,205
当期純損失金額		1,101,170,205
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		5,907,893
剰余金増加額		87,477,166
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(83,326,840)
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(4,150,326)
分配金	※1	89,392,725
期末欠損金		1,097,177,871

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

追加型株式投資信託

CA りそな アジア資産分散ファンド
(愛称「アジぶん」)

信託約款

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
CAりそな アジア資産分散ファンド
信託約款

運 用 の 基 本 方 針

信託約款第17条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア*諸国・地域の株式、ソブリン債（国債等）及び不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。以下同じ。

2. 運用方法

(1) 投資対象

下記の各親投資信託（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券を主要投資対象とします。

1. CAアジア好配当株式マザーファンド
2. CAアジア ソブリン マザーファンド
3. CAアジア リート マザーファンド

(2) 投資態度

- ① 各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除くアジア諸国・地域の株式、ソブリン債（国債等）及び不動産投資信託証券に主として投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 各マザーファンドの受益証券の基本配分比率は下記の通りとします。ただし、実際の配分比率は、下記基本配分比率と乖離する場合があります。また、予期せぬ投資環境等が発生した場合には大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

	マザーファンドの受益証券	基本配分比率
1	CAアジア好配当株式マザーファンド	3分の1程度
2	CAアジア ソブリン マザーファンド	3分の1程度
3	CAアジア リート マザーファンド	3分の1程度

- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3. 収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月8日。休日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、第1回目の決算日は平成19年12月10日とします。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後配当等収益（繰越分及びマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます）を含みます）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
CAりそな アジア資産分散ファンド

信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)(以下「信託法」といいます)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ)を含みます)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額及び追加信託金の限度額)

- 第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項及び第43条第2項の信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第5条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第19条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「振替法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（振替法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額及び手数料等）

第11条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者を及び金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした取得申込者に、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます)の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日(東京証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日及び香港の銀行休業日、あるいはシンガポールの祝休日のいずれかであることを指します。以下同じ)にあたる場合は、受益権の取得の申込みを受付けないものとします。
- ④ 1. 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、指定販売会社が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
- ⑤ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ)における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受益者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第15条 委託者は、信託金を、主としてクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号から第3号までに掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券ならびに次の第4号から第7号までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資することを指図します。
1. CAアジア好配当株式マザーファンド
 2. CAアジア ソブリン マザーファンド
 3. CAアジア リート マザーファンド
 4. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）
- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ）。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及び第20条において同じ)、第20条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条、第15条第1項及び第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱は、第19条、第24条、第25条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

- 第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約とマザーファンドの信託財産に属する為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産に属する為替の売予約とマザーファンドの信託財産に属する為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます）を含みます）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に属する為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に属する為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に属する為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第21条 (削除)

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年12月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了の日とします。

（信託財産に関する報告）

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用及び監査報酬）

第31条 信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息並びに信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び当該監査費用にかかる消費税等相当額（以下「諸経費」といいます）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、毎年2月及び8月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することを原則とします。

（信託報酬等の額及び支弁の方法）

第32条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の151の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は主要投資対象とする各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から、かかる報酬を受領した際に支弁するものとし、その報酬額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、各信託財産の純資産総額に年10,000分の22.5以内の率を乗じて得た額とします。

（収益の分配方式）

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貨料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払）

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義

で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除く)に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、第34条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第37条 受益者(指定販売会社を含みます)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額としします。

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、第44条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

第42条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱）

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年9月21日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 田中 卓

親投資信託
CAアジア好配当株式マザーファンド
信託約款

運用の基本方針

信託約款第14条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア※諸国・地域の株式を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。以下同じ。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア諸国・地域の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除くアジア諸国・地域の株式を主要投資対象とし、主として配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資を行い、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択と、トップダウン・アプローチによる国別・業種別配分の両面から運用を行います。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてクレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンに運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款に定める範囲で行います。

3. 収益分配方針

信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し分配を行いません。

親投資信託
CAアジア好配当株式マザーファンド

信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ)を含みます)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額及び追加信託金の限度額)

- 第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項及び第2項、第45条第1項、第46条第1項、第48条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

- 第5条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産の資産総額(法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額とします。以下同じ。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行及び種類）

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条及び第22条に定めるものに限りま）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

（運用の指図範囲等）

第12条 委託者（第15条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第25条まで、第27条、第32条及び第33条まで同じ）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図するものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます）
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）及び新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ）で次号で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書及び第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券及び第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号及び第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

- 第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及び第28条において同じ）、第28条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第11条、第12条第1項及び第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱は、第19条から第25条まで、第27条及び第32条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第15条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン・リミテッド

所在地：ホンコン セントラル ワンエクスチェンジスクエア 26階

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち、当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第20条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
- ② 委託者は、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図)

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ⑤ 第1項に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ⑥ 第1項に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額

の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図及び範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを指図することができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り）を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第29条 <削除>

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却及び再投資の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第35条 この信託の計算期間は、毎年2月9日から翌年2月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年2月8日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第38条 委託者及び受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金及び一部解約金の計理処理）

第40条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

（一部解約）

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託の一部を解約します。

- ② 一部解約の解約金は、当該一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱）

- 第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱）

- 第47条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱）

- 第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

- 第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第51条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱）

第52条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年9月21日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 田中 卓

親投資信託
CAアジア ソブリン マザーファンド
信託約款

運用の基本方針

信託約款第14条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア*諸国・地域のソブリン債（国債等）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。以下同じ。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債（国債等）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債（国債等）に投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② アジア諸国・地域の現地通貨建て債券および米ドル建て債券等の他国通貨建て債券に投資します。
- ③ ポートフォリオの平均格付は、原則として BBB-（スタンダード&プアーズ社）または Baa3（ムーディーズ社）格相当以上を維持することを目指します。（ただし、市況動向の急激な変化が生じたとき等によっては、上記平均格付を維持できない場合があります。）
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑥ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてクレディ・アグリコル アセットマネジメント・シンガポールに運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

3. 収益分配方針

信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し分配を行いません。

親投資信託
CAアジア ソブリン マザーファンド

信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ)を含みます)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額及び追加信託金の限度額)

- 第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項及び第2項、第45条第1項、第46条第1項、第48条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

- 第5条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産の資産総額(法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額とします。以下同じ。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行及び種類）

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条及び第22条に定めるものに限りま）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

（運用の指図範囲等）

第12条 委託者（第15条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第25条まで、第27条、第32条及び第33条まで同じ）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図するものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます）
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）及び新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ）で次号で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書及び第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券及び第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号及び第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

- 第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及び第28条において同じ）、第28条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第11条、第12条第1項及び第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱は、第19条から第25条まで、第27条及び第32条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第15条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・シンガポール・リミテッド

所在地：シンガポール ロビンソン通り 168番地 キャピタルタワー22階

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち、当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、ます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

- 第20条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
- ② 委託者は、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図）

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ⑤ 第1項に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ⑥ 第1項に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額

の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図及び範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを指図することができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り）を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第29条 <削除>

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却及び再投資の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第35条 この信託の計算期間は、毎年2月9日から翌年2月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年2月8日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第38条 委託者及び受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金及び一部解約金の計理処理）

第40条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

（一部解約）

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託の一部を解約します。

- ② 一部解約の解約金は、当該一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱）

- 第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱）

- 第47条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱）

- 第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

- 第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第51条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱）

第52条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年9月21日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 田中 卓

親投資信託
CAアジア リート マザーファンド
信託約款

運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア*諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ）されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。以下同じ。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択と、トップダウン・アプローチによる国別配分の両面から運用を行います。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてクレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンに運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行いません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資制限
同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブの利用は行いません。

3. 収益分配方針

信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し分配を行いません。

親投資信託
CAアジア リート マザーファンド
信託約款

（信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託）

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）を含みます）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

- 第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項及び第2項、第38条第1項、第39条第1項及び第41条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益証券の取得申込の勧誘の種類）

- 第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

- 第6条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割及び再分割）

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額とします。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、

当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第19条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行及び種類）

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（投資の対象とする有価証券の範囲等）

第13条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
4. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
なお、第3号の証券及び第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及び第20条において同じ）、第20条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条及び第13条第1項及び第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第19条、第24条及び第25条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン・リミテッド

所在地：ホンコン セントラル ワンエクスチェンジスクエア 26階

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち、当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(同一銘柄の不動産投資信託証券への投資制限)

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り）を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券等の保管）

第21条 <削除>

- ② 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等及び記載等の留保等）

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条 この信託の計算期間は、毎年2月9日から翌年2月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年2月8日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

- 第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

- 第31条 委託者及び受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

- 第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配は行いません。

(追加信託金及び一部解約金の計理処理)

- 第33条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）の全額を委託者に交付します。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

- 第35条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

- 第36条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第43条 第37条の規定に従い信託契約の解約を行う場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行う場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

- 第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

- 第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

- 第46条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱)

- 第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年9月21日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 田中 卓

用語解説

委 託 会 社	投資信託委託会社であり、「委託者」、「投信会社」または「運用会社」とも呼ばれます。受託会社と締結した信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）や運用報告書の作成等を行います。
運 用 報 告 書	受益者（お客さま）に、ファンドの運用実績・運用状況等をお知らせするための書類です。原則として、2月及び8月の計算期間毎に委託会社で作成し、販売会社を通じて受益者の皆さまにお渡しします。
基 準 価 額	ファンドを購入または途中換金する時の基準となる価額で、純資産総額を受益権総口数（ファンドを保有しているすべての受益者の保有口数）で割って算出されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動き等により日々変動します。当ファンドでは、1万口当たりの価額で表示されます。
受 託 会 社	信託業務を営む金融機関又は信託会社であり、「受託者」とも呼ばれます。委託会社の指図に基づき、信託財産の保管・管理や基準価額の計算を含む信託財産の計算等を行います。信託財産は、受託会社自身の財産と分別して管理されています。
純 資 産 総 額	ファンドに組入れられている株式や公社債等をすべて時価評価し、株式の配当金や公社債等の利息などの収入を加えたものから、未払金などの負債総額やファンドの運用に必要な費用などを差し引いたもので、ファンドの信託財産が全体でいくらになっているかを表す金額です。
信 託 期 間	ファンドが設定されてから終了するまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意の上、所定の手続きを行うことによって信託期間を変更することができます。
信 託 財 産 留 保 額	ファンドを途中換金する際に、換金時の基準価額から控除される金額です。当ファンドでは信託財産留保額を徴収しないため、換金価額は基準価額と同額になります。
信 託 報 酬	ファンドの運用・管理にかかる費用で、ファンド毎に一定の率が決められ、ファンドの中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
設定日／信託設定日	ファンドの運用を開始する日です。ファンドについて、委託会社と受託会社が信託契約を締結します。
追 加 型 投 資 信 託	オープン型投資信託ともいいます。ファンドの設定・運用開始後も買付け・売却ができる投資信託のことです。
販 売 会 社	ファンドの販売を行う会社（銀行や証券会社等の金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱等を行います。
ファミリーファンド 方 式	複数のファンドを合同運用する仕組で、投資家から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組です。

愛称:

アシボール

債券

株式

リート

CAりそな アジア資産分散ファンド

追加型株式投資信託 バランス型

投資信託説明書
(請求目論見書)

2008.5

クレディ・アグリコル アセットマネジメント

本書は、金融商品取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「CAリそな アジア資産分散ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成19年8月3日に関東財務局長に提出しており、平成19年8月19日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、金融商品取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「CAリそな アジア資産分散ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。
4. 当ファンドは投資元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・ 投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主にマザーファンドの受益証券を通じて外国株式や債券及び不動産投資信託証券等に投資しますので、当該有価証券の価格の下落や当該有価証券の発行体（企業）の倒産、財務状況の悪化、金利の上昇及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替の変動（円高となった場合等）により当ファンドが実質的に投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

投資信託説明書(請求目論見書)の目次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
	1 申込(販売)手続等	1
	2 換金(解約)手続等	2
第3	管理及び運営	3
	1 資産管理等の概要	3
	(1) 資産の評価	3
	(2) 保管	3
	(3) 信託期間	3
	(4) 計算期間	4
	(5) その他	4
	2 受益者の権利等	6
第4	ファンドの経理状況	7
	1 財務諸表	9
	2 ファンドの現況	31
第5	設定及び解約の実績	32

第1 ファンドの沿革

平成19年9月21日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

1) お申込みの受付場所

当ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する後記販売会社の本支店営業所等において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

販売会社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行
------	---

2) 申込期間と申込価額

申込期間		申込価額
当初申込期間	平成19年8月20日（月）から 平成19年9月20日（木）まで	1口当たり1円
継続申込期間	平成19年9月21日（金）から 平成20年11月7日（金）まで	申込受付日の翌営業日の 基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ただし、ファンドの休業日*にあたる場合は、お申込みできません。

*ファンドの休業日とは、東京証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、香港の銀行休業日ならびにシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合を指します。

なお、継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

3) 申込単位

1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位とします。

お申込みには「自動けいぞく投資コース」と、「一般コース」があります。

*「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。

*「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。

ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

前記コースについては途中で変更することはできません（ただし、全保有受益権売却後に新たにご購入される場合を除きます）。

販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、受益権の取得申込を行う「定時定額購入取引（積立）」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ）を取扱う場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加

の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

1) 途中換金*の受付

*途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、途中換金の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 換金単位

1口単位または1万口単位とします。

4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

5) 途中換金の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中換金の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、及び既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

※買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部換金を委託者が行うのと引換に、当該一部換金にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「アジぶん」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（平日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：http://www.caam.co.jp

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

信託期間は平成19年9月21日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4) 計算期間

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年12月10日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) その他

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られ

たる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
 - (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。
- 3) 反対者の買取請求権
当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- 4) 公告
委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
- 5) 運用報告書の作成
委託会社は、2月及び8月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。
- 6) 関係法人との契約の更改等に関する手続
販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に应じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。
（注）「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に应じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、1口単位または1万口単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込み販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
なお、第 1 特定期間は信託約款第 29 条により、平成 19 年 9 月 21 日から平成 20 年 2 月 8 日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当特定期間(平成 19 年 9 月 21 日から平成 20 年 2 月 8 日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月18日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

男 澤 勉 

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

松 本 克 夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリそな アジア資産分散ファンドの平成19年9月21日から平成20年2月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び利余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリそな アジア資産分散ファンドの平成20年2月8日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

CA りそな アジア資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	当期 (平成 20 年 2 月 8 日現在)
		金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		93,106,437
親投資信託受益証券		7,473,623,534
未収利息		943
流動資産合計		7,566,730,914
資産合計		7,566,730,914
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		30,157,931
未払解約金		5,867,072
未払受託者報酬		406,476
未払委託者報酬		9,823,196
その他未払費用		400,000
流動負債合計		46,654,675
負債合計		46,654,675
純資産の部		
元本等		
元本	※1,2	8,617,254,110
剰余金		
期末欠損金		1,097,177,871
(分配準備積立金)		(11,877,547)
剰余金合計	※3	△1,097,177,871
元本等合計		7,520,076,239
純資産合計		7,520,076,239
負債・純資産合計		7,566,730,914

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)
		金額 (円)
営業収益		
受取利息		115,164
有価証券売買等損益		△1,059,376,466
営業収益合計		△1,059,261,302
営業費用		
受託者報酬		1,649,365
委託者報酬		39,859,538
その他費用		400,000
営業費用合計		41,908,903
営業損失金額		1,101,170,205
経常損失金額		1,101,170,205
当期純損失金額		1,101,170,205
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		5,907,893
剰余金増加額		87,477,166
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(83,326,840)
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(4,150,326)
分配金	※1	89,392,725
期末欠損金		1,097,177,871

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 (平成 20 年 2 月 8 日現在)
※ 1 期首元本額	2,439,861,801 円
期中追加設定元本額	6,308,168,040 円
期中一部解約元本額	130,775,731 円
※ 2 特定期間末日における受益権の総数	8,617,254,110 口
※ 3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,097,177,871 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期
(自 平成 19 年 9 月 21 日
至 平成 20 年 2 月 8 日)

※ 1 分配金の計算過程

(平成 19 年 9 月 21 日から平成 19 年 12 月 10 日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (26,226,977 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (13,570,302 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象収益は 39,797,279 円 (1 万口当たり 47.22 円) であり、うち 29,497,033 円 (1 万口当たり 35 円) より外国所得税 (227,376 円) を控除後の 29,269,657 円を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成 19 年 12 月 11 日から平成 20 年 1 月 8 日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (41,673,132 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (11,234,275 円) 及び分配準備積立金 (235,001 円) より分配対象収益は 53,142,408 円 (1 万口当たり 62.02 円) であり、うち 29,986,529 円 (1 万口当たり 35 円) より外国所得税 (21,392 円) を控除後の 29,965,137 円を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成 20 年 1 月 9 日から平成 20 年 2 月 8 日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (20,370,545 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (11,690,681 円) 及び分配準備積立金 (11,867,115 円) より分配対象収益は 43,928,341 円 (1 万口当たり 50.97 円) であり、うち 30,160,389 円 (1 万口当たり 35 円) より外国所得税 (2,458 円) を控除後の 30,157,931 円を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(有価証券に関する注記)

当期 (平成 20 年 2 月 8 日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	7,473,623,534	△366,737,554
合 計	7,473,623,534	△366,737,554

(デリバティブ取引等に関する注記)

当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期(自 平成19年9月21日 至 平成20年2月8日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

当期 (平成20年2月8日現在)	
1口当たり純資産額	0.8727円
(1万口当たり純資産額)	(8,727円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)
親投資信託 受益証券	CAアジア好配当株式マザーファンド	2,762,359,699	2,432,533,950
	CAアジア リート マザーファンド	2,935,692,465	2,328,004,124
	CAアジア ソブリン マザーファンド	2,720,157,871	2,713,085,460
合計		8,418,210,035	7,473,623,534

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「CA アジア好配当株式マザーファンド」「CA アジア リート マザーファンド」「CA アジア ソブリン マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「CA アジア好配当株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成 20 年 2 月 8 日現在)
		金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金		202,488
コール・ローン		43,489,563
株式		2,367,829,379
未収配当金		20,905,470
未収利息		440
流動資産合計		2,432,427,340
資産合計		2,432,427,340
純資産の部		
元本等		
元本	※1,2	2,762,359,699
剰余金		
期末欠損金		329,932,359
剰余金合計	※3	△329,932,359
元本等合計		2,432,427,340
純資産合計		2,432,427,340
負債・純資産合計		2,432,427,340

(2) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には、入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 20 年 2 月 8 日現在)
※ 1 期首元本額	800,000,000 円
期中追加設定元本額	1,962,359,699 円
期中一部解約元本額	－円
元本の内訳 CA りそな アジア資産分散ファンド	2,762,359,699 円
合計	2,762,359,699 円
※ 2 本報告書開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	2,762,359,699 口
※ 3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 329,932,359 円であります。

(有価証券に関する注記)

(平成 20 年 2 月 8 日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
株式	2,367,829,379 円	△201,360,208 円
合 計	2,367,829,379 円	△201,360,208 円

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3. 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

当期 (平成 20 年 2 月 8 日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成 20 年 2 月 8 日現在)	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8806 円 (8,806 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額	
			単価	金額
オーストラリアドル	AUS.AND NZ.BANKING GP.	59,632	25.00	1,490,800.00
	BABCOCK & BROWN INFRASTRUCTURE GROUP	390,680	1.28	500,070.40
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	32,121	48.82	1,568,147.22
	DUET GROUP	401,457	2.90	1,164,225.30
	MACQUARIE AIRPORTS	270,953	3.84	1,040,459.52
	MACQUARIE COMMUNICATIONS INF	112,473	4.98	560,115.54
	MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	155,966	2.90	452,301.40
	TRANSURBAN GROUP	115,977	6.46	749,211.42
	WESTPAC BANKING	57,890	24.62	1,425,251.80
小計		1,597,149		8,950,582.60 (859,076,917)
ニュージーランドドル	TELECOM CORP.OF NZ.	509,767	4.10	2,090,044.70
小計		509,767		2,090,044.70 (176,880,482)
香港ドル	BOC HONG KONG (HDG.)	572,500	19.00	10,877,500.00
	CLP HOLDINGS	109,500	63.05	6,903,975.00
	HANG SENG BANK	59,500	142.20	8,460,900.00
	HONG KONG ELECTRIC	126,500	44.30	5,603,950.00
	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	78,000	11.22	875,160.00
小計		946,000		32,721,485.00 (450,247,633)
シンガポールドル	MACQUARIE INTL INFRASTRUCTURE FUND LTD	1,309,000	0.90	1,178,100.00
	SINGAPORE POST	438,000	1.06	464,280.00
	SINGAPORE TECH.ENGR.	120,000	3.27	392,400.00
小計		1,867,000		2,034,780.00 (154,012,498)
マレーシアリングット	BERJAYA SPORTS TOTO BHD	852,100	5.15	4,388,315.00
	BRITISH AMERICAN TOBACCO MALAYSIA BHD	69,900	43.75	3,058,125.00
小計		922,000		7,446,440.00 (247,370,736)

タイバーツ	ADVANCED INFO SERVICE PCL	355,400	94.50	33,585,300.00
小計		355,400		33,585,300.00 (109,488,078)
韓国ウォン	KT&G CORP	17,305	82,600.00	1,429,393,000.00
	S-OIL CORPORATION	22,658	65,900.00	1,493,162,200.00
小計		39,963		2,922,555,200.00 (334,048,059)
ニュータイワンドル	CHINA STEEL CORP	152,000	46.00	6,992,000.00
	FORMOSA PLASTICS CORP	51,000	77.10	3,932,100.00
小計		203,000		10,924,100.00 (36,704,976)
合 計		6,440,279		2,367,829,379 (2,367,829,379)

(注1) 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリアドル	株式 9 銘柄	100.0%	36.3%
ニュージーランドドル	株式 1 銘柄	100.0%	7.5%
香港ドル	株式 5 銘柄	100.0%	19.0%
シンガポールドル	株式 3 銘柄	100.0%	6.5%
マレーシアリングgit	株式 2 銘柄	100.0%	10.4%
タイバーツ	株式 1 銘柄	100.0%	4.6%
韓国ウォン	株式 2 銘柄	100.0%	14.1%
ニュータイワンドル	株式 2 銘柄	100.0%	1.6%

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「CA アジア リート マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成 20 年 2 月 8 日現在)
		金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金		4,431,413
コール・ローン		27,612,467
投資証券		2,265,090,002
未収入金		1,357,372
未収配当金		29,407,629
未収利息		279
流動資産合計		2,327,899,162
資産合計		2,327,899,162
純資産の部		
元本等		
元本	※1,2	2,935,692,465
剰余金		
期末欠損金		607,793,303
剰余金合計	※3	△607,793,303
元本等合計		2,327,899,162
純資産合計		2,327,899,162
負債・純資産合計		2,327,899,162

(2) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 20 年 2 月 8 日現在)
※ 1 期首元本額	800,000,000 円
期中追加設定元本額	2,135,692,465 円
期中一部解約元本額	－円
元本の内訳	
CA りそな アジア資産分散ファンド	2,935,692,465 円
合計	2,935,692,465 円
※ 2 本報告書開示対象ファンドの特定期間末日 における受益権の総数	2,935,692,465 口
※ 3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回 っており、その差額は 607,793,303 円であり ます。

(有価証券に関する注記)

(平成 20 年 2 月 8 日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
投資証券	2,265,090,002 円	△375,855,931 円
合 計	2,265,090,002 円	△375,855,931 円

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3. 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

当期 (平成 20 年 2 月 8 日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成 20 年 2 月 8 日現在)	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7930 円 (7,930 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額
投資証券	オーストラリアドル	CFS Retail Property Trust	278,886	557,772.00
		Commonwealth Property Office	904,355	1,094,269.55
		DB RREEF Trust	598,981	946,389.98
		ING Office Fund	712,121	847,423.99
		Macquarie Office Trust	84,755	91,959.17
		Mirvac Group	309,558	1,430,157.96
		Stockland	108,793	772,430.30
		Westfield Group	13,361	244,907.13
	オーストラリアドル 小計		3,010,810	5,985,310.08 (574,470,061)
	香港ドル	Champion REIT	3,463,000	14,821,640.00
		GZI REIT	5,202,000	15,449,940.00
		Link REIT	851,500	16,263,650.00
		Sunlight Real Estate Invest	3,874,000	9,220,120.00
	香港ドル 小計		13,390,500	55,755,350.00 (767,193,616)
	シンガポールドル	Ascendas REIT	1,129,000	2,483,800.00
		CapitaCommercial Trust	883,000	1,748,340.00
		CapitaMALL Trust REIT	865,000	2,560,400.00
		CapitaRetail China Trust	418,000	647,900.00
		CDL Hospitality Trusts	1,072,000	2,315,520.00
		Frasers Centrepoint Trust	1,012,000	1,204,280.00
		Macquarie MEAG Prime REIT	502,000	532,120.00
		Suntec Real Estate Investment Trust	475,000	707,750.00
	シンガポールドル 小計		6,356,000	12,200,110.00 (923,426,325)
	合計		22,757,310	2,265,090,002 (2,265,090,002)

注1) 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。

注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリアドル	投資証券8銘柄	100.0%	25.4%
香港ドル	投資証券4銘柄	100.0%	33.9%
シンガポールドル	投資証券8銘柄	100.0%	40.8%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「CA アジア ソブリン マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成 20 年 2 月 8 日現在)
		金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金		47,067,546
コール・ローン		9,452,105
国債証券		2,245,866,850
特殊債券		374,835,397
未収利息		29,225,862
前払費用		6,597,012
流動資産合計		2,713,044,772
資産合計		2,713,044,772
純資産の部		
元本等		
元本	※1,2	2,720,157,871
剰余金		
期末欠損金		7,113,099
剰余金合計	※3	△7,113,099
元本等合計		2,713,044,772
純資産合計		2,713,044,772
負債・純資産合計		2,713,044,772

(2) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券および特殊債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として、時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 20 年 2 月 8 日現在)
※ 1 期首元本額	800,000,000 円
期中追加設定元本額	1,920,157,871 円
期中一部解約元本額	－円
元本の内訳	
CA りそな アジア資産分散ファンド	2,720,157,871 円
合計	2,720,157,871 円
※ 2 本報告書開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	2,720,157,871 口
※ 3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本を下回っており、その差額は 7,113,099 円であります。

(有価証券に関する注記)

(平成 20 年 2 月 8 日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
国債証券	2,245,866,850 円	△10,666,271 円
特殊債券	374,835,397 円	△1,669,572 円
合 計	2,620,702,247 円	△12,335,843 円

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3. 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

当期 (平成 20 年 2 月 8 日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 (自 平成 19 年 9 月 21 日 至 平成 20 年 2 月 8 日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成 20 年 2 月 8 日現在)	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9974 円 (9,974 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額
国債証券	オーストラリアドル	ACGB 6 02/15/17	7,500,000.00	7,437,414.00
		国債 小計	7,500,000.00	7,437,414.00 (713,842,995.00)
特殊債券	オーストラリアドル	NSWTC 5.5 8/1/14	4,200,000.00	3,905,349.00
		特殊債券 小計	4,200,000.00	3,905,349.00 (374,835,397)
計		オーストラリアドル 小計	11,700,000.00	11,342,763.00 (1,088,678,392)
国債証券	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 6 12/15/17	8,980,000.00	8,753,712.98
		NEW ZEALAND GVT 6.5 4/15/13	2,400,000.00	2,363,159.24
		ニュージーランドドル 小計	11,380,000.00	11,116,872.22 (940,820,895)
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 10 7/15/17	37,900,000,000.00	38,442,690,100.00
		INDORB 14.25 6/15/13	10,000,000,000.00	12,087,477,500.00
		インドネシアルピア 小計	47,900,000,000.00	50,530,167,600.00 (591,202,960)
		合計	47,923,080,000.00	2,620,702,247 (2,620,702,247)

注1) 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。

注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリアドル	国債証券1銘柄	100.0%	41.5%
	特殊債券1銘柄		
ニュージーランドドル	国債証券2銘柄	100.0%	35.9%
インドネシアルピア	国債証券2銘柄	100.0%	22.6%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成20年3月31日現在

I 資産総額	6,967,200,582円
II 負債総額	6,774,453円
III 純資産総額 (I - II)	6,960,426,129円
IV 発行済口数	8,548,990,895口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.8142円
(1万口当たりの純資産額)	(8,142円)

<ご参考>

「CA アジア好配当株式マザーファンド」

平成 20 年 3 月 31 日現在

I 資産総額	2,205,751,088円
II 負債総額	—円
III 純資産総額 (I - II)	2,205,751,088円
IV 発行済口数	2,706,680,728口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.8149円
(1万口当たりの純資産額)	(8,149円)

「CA アジア リート マザーファンド」

平成 20 年 3 月 31 日現在

I 資産総額	2,139,941,538円
II 負債総額	3,000,000円
III 純資産総額 (I - II)	2,136,941,538円
IV 発行済口数	2,834,395,896口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.7539円
(1万口当たりの純資産額)	(7,539円)

「CA アジア ソブリン マザーファンド」

平成 20 年 3 月 31 日現在

I 資産総額	2,554,027,742円
II 負債総額	—円
III 純資産総額 (I - II)	2,554,027,742円
IV 発行済口数	2,727,663,769口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9363円
(1万口当たりの純資産額)	(9,363円)

第5 設定及び解約の実績

期 間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	第1期計算期間 (自 平成19年9月21日) (至 平成19年12月10日)	8,478,284,311	50,560,394	8,427,723,917
	第2期計算期間 (自 平成19年12月11日) (至 平成20年1月8日)	165,374,468	25,518,541	8,567,579,844
	第3期計算期間 (自 平成20年1月9日) (至 平成20年2月8日)	104,371,062	54,696,796	8,617,254,110
第2特定期間中	第4期計算期間 (自 平成20年2月9日) (至 平成20年3月10日)	22,323,849	52,196,062	8,587,381,897

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

CAリそな アジア資産分散ファンド

